

第2期日光市過疎地域持続的発展計画 (原案)

(令和8年度～12年度)

栃木県日光市

- 日光市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定に基づき、本市の過疎地域の持続的発展のための計画を定めたものであり、計画に係る対象地域は、日光地域、藤原地域、足尾地域、栗山地域である。



目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画の期間	13
(8)	日光市公共施設マネジメント計画との整合	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	移住・定住	15
(2)	シティプロモーション	15
(3)	人材育成	16
(4)	計画	17
(5)	日光市公共施設マネジメント計画との整合	17
3	産業の振興	
(1)	観光	18
(2)	農林水産業	19
(3)	商工業	21
(4)	雇用・労働・起業	21
(5)	計画	22
(6)	産業振興促進事項	23
(7)	日光市公共施設マネジメント計画との整合	24
4	地域における情報化	
(1)	地域情報化	25
(2)	日光市公共施設マネジメント計画との整合	25

5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 道路・橋りょう	26
(2) 公共交通	27
(3) 計画	28
(4) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	33
6 生活環境の整備	
(1) 河川	34
(2) 公園・緑地	34
(3) 住宅・住環境	34
(4) 上水道	35
(5) 下水道	35
(6) 防災・危機管理	36
(7) 消防・救急	37
(8) 防犯・交通安全・消費生活	38
(9) 廃棄物	38
(10) 計画	39
(11) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	40
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 地域福祉	42
(2) 人権尊重	42
(3) 子育て支援	42
(4) 高齢者福祉	43
(5) 障がい者福祉	44
(6) 保健	45
(7) 計画	45
(8) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	46
8 医療の確保	
(1) 医療の確保	48
(2) 計画	48
(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	49

9 教育の振興	
(1) 学校教育	50
(2) 社会教育	50
(3) 計画	51
(4) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	52
10 集落の整備	
(1) 集落の整備	53
(2) 計画	54
(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	54
11 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等	55
(2) 計画	55
(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	56
12 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 再生可能エネルギーの利用の促進	57
(2) 計画	57
(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合	57
13 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 市民との協働	58
(2) 国際化	58
● 過疎地域自立促進特別事業	59

※本計画内の各種統計関係資料表中、合併期日（平成 18 年 3 月 20 日）以前の「日光市」欄の数値については、旧 5 市町村（今市市・日光市・藤原町・足尾町・栗山村）の数値を合算したものである。

I 基本的な事項

(1) 市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当市は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接している。市の総面積は 1,449.83k m²で、県土のおよそ 4 分の 1 を占める広大な面積を誇り、全国の市町村で 3 番目の広さである。そのうち森林面積が約 87% を占め、豊かな自然環境の源となっている。

地形は、北部と南西部に、市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成され、南部には、大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)がある。

標高 200 メートル程度の平坦地域（市街地）から 2,000 メートルを超す山岳地帯に至る、起伏に富んだ地形により、植物の垂直分布に象徴される自然環境の豊かさなどが形成されている。

気候は、内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で 12 度程度、山間部では 7 度程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多く、寒暖の差が四季折々の 美しい自然景観を醸し出している。

また、それぞれの地域において、長い歴史と伝統に培われた独自の文化を形成しており、世界遺産「日光の社寺」、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」をはじめ、国の特別天然記念物と特別史跡の二重指定を唯一受けている「日光杉並木街道」などの文化資源、日本の近代化を支えた足尾銅山の産業遺産群など、特色ある豊富な地域資源を有している。

更に、奥日光湯元温泉、中禅寺温泉、鬼怒川温泉、川治温泉、湯西川温泉、川俣温泉、奥鬼怒温泉といった随所に湧出する豊富な温泉など観光資源にも恵まれている。

平成の大合併において、平成 18 年 3 月 20 日に今市市、日光市、藤原町、足尾町及び栗山村の 2 市 2 町 1 村が合併し、新「日光市」として誕生した。

また、令和 3 年 4 月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）において、日光地域、藤原地域、足尾地域及び栗山地域が過疎地域の指定を受け、市域の 80% 以上が過疎地域となった。

【日光地域】

奈良時代中期の勝道上人による日光開山以後、神仏習合、山岳信仰の聖地として発展し、江戸時代に日光東照宮が建立された後は、門前町として栄えた。

明治 22 年の町村制により日光町となり、大正から昭和初期には、中禅寺湖畔を中心に国際的避暑地として人気を博し、多くの外国大使館別荘等が立ち並んだ。昭和 29 年に小来川村を編入して市制（日光市）を施行した。

主要幹線は、一般国道 119 号及び 120 号であり、市内中心市街地や群馬県片品村に通じている。また、公共交通は、JR 日光線及び東武日光線が今市地域間を結ぶほか、市営バス、鹿沼市営バス、民間バス及びタクシーが運行している。

主産業は観光であり、世界遺産「日光の社寺」や日光国立公園等の豊富な地域資

源のもと、宿泊業、飲食サービス業、卸売業及び小売業が多い。また、清滝地区は、豊富な水量や地形を活用した工業地域となっている。

【藤原地域】

江戸時代に会津西街道の宿場町として開け、元禄4年に鬼怒川温泉、享保8年に川治温泉が発見され、湯治場として利用されるようになった。

明治22年の町村制により藤原村となってからは、日本でも屈指の温泉町として発展した。昭和10年に町制（藤原町）を施行し、昭和30年には三依村と合併した。

主要幹線は、一般国道121号であり、市内中心市街地や福島県会津若松市に通じている。また、公共交通は、東武鬼怒川線が今市地域間を、野岩鉄道会津鬼怒川線が福島県南会津町間を結ぶほか、市営バス、那須塩原市営バス、民間バス及びタクシーが運行している。

主産業は観光であり、鬼怒川温泉や川治温泉のもと、宿泊業、飲食サービス業、卸売業及び小売業が多い。

【足尾地域】

慶長15年に銅が発見されて以来、銅山の町として発展し、江戸時代には、幕府の管轄下におかれ、足尾千軒と呼ばれるほど繁栄した。

明治22年の町村制により足尾町となり、1890年代には、国産銅の約40%を産出する日本一の銅山として栄え、日本の近代化に大きな功績を残した。

主要幹線は、一般国道122号であり、群馬県桐生市や、日光地域を経由して市内中心市街地に通じている。また、公共交通は、わたらせ渓谷鐵道が群馬県桐生市間を結ぶほか、市営バス及びタクシーが運行している。

主産業は観光であり、足尾銅山観光をはじめとする産業遺産や国民宿舎かじか荘等の宿泊施設がある。また、足尾銅山を歴史的背景に持つ製造業の工場等が操業している。

【栗山地域】

平家の落人により集落が築かれたとも言われ、平家杉や平家塚などの史跡が残されている。明治維新以前、黒部村をはじめ10ヶ村があり、栗山郷と呼ばれていた。明治17年に川治村が藤原郷に編入され、翌年、黒部村に役場が新築され、黒部村ほか8ヶ村の戸長役場となった。明治22年の町村制により栗山村となった。

主要幹線は、一般県道栗山今市線が市内中心市街地に通じており、川俣方面では主要地方道川俣温泉川治線、湯西川方面では一般県道黒部西川線が主要幹線となっている。また、公共交通は、野岩鉄道会津鬼怒川線が藤原地域間を結ぶほか、市営バス、民間バス及びタクシーが運行している。

主産業は観光であり、湯西川温泉、川俣温泉及び奥鬼怒温泉のもと、宿泊業、飲食サービス業、卸売業及び小売業が多い。

② 過疎の状況

ア 人口の動向

当市の人口は、年々減少しているが、過疎地域に指定されている日光地域、藤原地域、足尾地域及び栗山地域においては、その減少が顕著である。

【日光地域】

明治 39 年に清滝地区に大規模な非鉄金属製造工場が操業を開始して以降、観光と工業の町として飛躍的に発展を遂げ、昭和 30 年には人口は 33,490 人を記録した。その後、産業構造や社会情勢の変化により、地域の雇用を支えていた企業の従業員の減少や、宿泊業や飲食業の廃業に伴い、地域内の人口も減少していった。近年、社会減による減少は抑制されつつあるが、出生数の減少及び死者数の増加による大幅な自然減から、全体の人口減少が続いている。

【藤原地域】

昭和後期から平成初期にかけての景気高揚とともに、旅館やホテルの大型化や新規立地が進み、日本有数の温泉地として発展した。その後は、景気の低迷や観光客宿泊数の減少から宿泊施設の廃業が進み、従業員の減少に伴い、地域内の人口も減少していった。近年、社会減による減少は抑制されつつあるが、出生数の減少及び死者数の増加による大幅な自然減から、全体の人口減少が続いている。

【足尾地域】

足尾銅山最盛期であった大正 5 年には人口が 38,428 人を記録するなど、銅山のまちとして発展を遂げてきたが、昭和 48 年 2 月の閉山に伴い、関連産業の撤退や事業縮小により、人口も急激に減少した。これまでも企業誘致に努めたが工場用地が少ないため誘致が進まず、更に、住環境の整備が遅れていたため人口の流出が続いてきた。現在も市外への転出、地域外への転居及び自然減により人口の減少が続いている。

【栗山地域】

広大な山間部に集落が点在しており、急峻な地形のため主要幹線道路である県道は狭い上に曲折が厳しい。また多雪地帯でもあるため、道路の改良整備が遅れ、社会的にも経済的にも地域の発展が妨げられてきた。これまでの過疎地域対策事業により、教育、文化、医療の生活環境整備等が進められてきたが、冬期間の厳しい自然環境、また、生産性の高い魅力ある産業がない等、若者の定住環境として非常に厳しい状況である。近年、社会減による減少は抑制されつつあるが、出生数の減少及び死者数の増加による大幅な自然減から、全体の人口減少が続いている。

イ これまでの対策と現在の課題

これまで、足尾地域及び栗山地域においては、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以降、地域指定を受けており、これに基づく計画を策定し、道路、上下水道、教育施設、福祉施設等の社会資本整備や定住対策、福祉サービ

スの向上、産業の振興等に取り組んできた。

また、令和3年に過疎地域持続的発展支援特別措置法により新たに地域指定を受けた日光地域及び藤原地域においても、主産業である観光の振興をはじめ、住民サービスの向上、地域課題の解決等に向けて、各施策に取り組んできた。

さらに、過疎地域においては、生活基盤の整備、防災力強化、保健及び福祉の向上、産業振興、地域活性化、教育の充実などの過疎対策事業を実施してきた。

道路交通に対しては、基幹的な市道や生活道路の整備、橋りょうの補修、除雪体制の強化を行うとともに、市営バスの運行の維持など生活基盤づくりを実施してきた。

地域防災力の強化に対しては、防災の拠点となる庁舎や消防施設の建て替えのほか、これまで一部の地域のみとなっていた防災行政無線について、屋外スピーカー、戸別受信機、電話応答サービス及び日光市防災メールなどを組み合わせた、全市統一の防災行政情報システムとして整備したことで、防災・災害情報を全市域に迅速かつ正確に伝達することが可能となった。更に、土砂災害警戒区域内の世帯や高齢者のみの世帯などを対象に、防災用戸別受信機の無償貸与を実施するなど、安心安全なまちづくりを進めてきた。

高齢者に対しては、保健及び福祉の向上や健康増進を図るため、高齢者福祉施設を整備するなど社会生活基盤の充実を進めてきた。また、高齢運転者の事故防止を図るため、安全装置搭載車の購入支援を行ったほか、運転免許証を自主返納した方については、市営バス・民間バス・タクシー利用券を交付している。

産業の振興に対しては、主産業である観光において、観光施設等の整備や、当市の魅力を紹介する映像やパンフレット、インターネットを活用したプロモーションやキャンペーンによる誘客を促進してきた。また、地域資源である農林畜水産物等を活用し、地域の特性を活かした新たな商品やサービスの開発を農林畜水産業、商工業及び観光業と連携して行うほか、新たな事業への進出や起業の取組を支援している。

少子高齢化による集落の維持や活性化に対しては、地域おこし協力隊事業により、市外の都市部に住む人材の新鮮な目線で、地域課題の解決に取り組んできた。任期終了後も地域で起業し、定住する元隊員もあり、人口減少が進む地域において定住促進にも寄与している。

集落機能の低下が懸念される集落を、高齢化率や集落内人口など市独自の基準で「高齢化集落」と位置づけ、その対策に総合的な施策として取り組んできた。現在も、集落支援員を配置し、山間部の集落の巡回、点検等に努めている。

教育に対しては、急速に進む情報化やグローバル化社会に対応するため、電子黒板やタブレットなどの情報通信技術（ICT）を活用することにより、生徒の主体的な学習意欲を高めてきた。

◆過疎地域における地域課題の対策の事例

【日光地域】

- ・地域住民の健康増進や体力の向上、スケート競技の振興や競技力の向上を目的に、霧降スケートセンター及び細尾ドームリンクの設備改修や修繕

- ・観光振興として、世界遺産「日光の社寺」の玄関口として小さわしい街並みと、回遊性のあるまちづくりを推進するため、東武日光駅前に路面電車の展示、道路、公園、修景等を整備
- ・世界遺産「日光の社寺」周辺の観光シーズンにおける基幹道路及び生活道路の渋滞緩和対策として、大谷川河川敷に臨時駐車場を開設 など

【藤原地域】

- ・三依地区では、高齢者を対象に戸別訪問や買い物支援事業を担う集落支援員を配置
- ・観光振興として、「龍王峡駐車場公衆トイレ」等の整備や改修
- ・老朽化した川治地区コミュニティセンターの廃止に伴い、川治たんぽぽ広場に集会所機能を備えた改修工事を実施 など

【足尾地域】

- ・国民宿舎かじか荘の周辺整備や銀山平公園施設整備、庚申の湯の温泉設備の改修
- ・足尾銅山の世界遺産登録を目指し、環境学習の推進、産業遺産の保存・活用
- ・高齢者や観光客等の利便性を図るため、市営バスをノンステップバスへ更新
- ・高齢化の進む地域で地域課題の解決に取り組む集落支援員を配置 など

【栗山地域】

- ・観光振興のため、平家の里や湯の郷湯西川観光センター等の観光施設の修繕や整備
- ・畜産農家の担い手支援とその振興を図るための草地改良整備
- ・平家大祭をはじめとする集客イベントの実施
- ・移動が困難な高齢者を対象とした買い物支援事業や集落の巡回、状況把握のための集落支援員を配置

過疎地域を含む当市の大きな課題は、人口減少及び少子高齢化である。当市では、これを重く受け止め、第2次日光市総合計画において、地域の活力や賑わいづくりに欠かせない定住人口の減少抑制や交流人口の増加を目指す“人口減少対策～SUKIDESU（好きです）日光”をまちづくりの重点施策に位置づけ、各種施策を積極的に展開してきたが、依然として歯止めがかかっていない状況である。

そのため、引き続き、生活基盤の整備、防災力強化、保健及び福祉の向上、産業振興、地域活性化、教育の充実など誰もが安心して暮らせる環境を整えていくことが必要である。

また、定住人口が減少する中、地域の活力を維持・向上させるためには、市を訪れる交流人口や、継続的に関わりを持つ関係人口を、まちづくりの新たなパートナーとして巻き込むことが重要である。地域外の人材との協働は、将来的な移住・定住に繋がる可能性も秘めている。市に関わりを持つ全ての人々の想いを高め、主体的にまちづくりに参加する活動人口へ関係を深めることで、持続可能な地域社会の構築を目指す。

今後も過疎地域の持続的発展を支えるため、人口減少及び少子高齢化対策への取組を強化していく。

③社会経済的発展の方向の概要

当市では、少子高齢化と人口減少の進行が深刻な課題となっており、特に、生産年齢人口の減少は、地域コミュニティや産業を支える担い手の減少につながるなど、地域経済の縮小の要因となる。

こうした状況の中、豊富な地域資源を活用しながら、当市の基幹産業である観光業を始めとする産業の振興や、多産業の連携による経済波及の拡大を図るとともに、女性や若い世代が中心となって活躍する企業の誘致活動など、女性や若い世代向けの雇用機会の創出にも取り組んでいく。

また、教育、福祉、住環境、安心安全など、社会生活基盤の整備を進めるとともに、地域社会の維持や賑わいの創出に向け、「まちづくり人口」^{*1}の創出・拡大に取り組み、当市の維持・発展を図る。

※1 まちづくり人口…定住人口、交流人口、関係人口、活動人口の総称

（2）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

当市の人口は、昭和 50 年の国勢調査では、96,404 人であったが、それ以降は減少傾向で推移し、令和 2 年には 77,661 人まで減少している。平成 27 年に策定した「日光市人口ビジョン」では、今後も毎年約 1,000 人減少し、令和 27 年には約 6 万人になると予測されている。

特に過疎地域の人口減少は顕著であり、昭和 50 年には 49,644 人であった人口が、令和 2 年には 22,082 人と半数以下にまで減少している。

また、高齢化も年々進行しており、当市の総人口に占める 65 歳以上の人口を示す高齢者比率は、昭和 50 年の 9.1% から令和 2 年には 35.9% に達し、全国

(28.8%) 及び栃木県 (29.6%) の割合を大きく上回っている。特に過疎地域の高齢者比率は 43.9% と更に高く、中には 50% を超える地域もあり、地域コミュニティの衰退が懸念される。

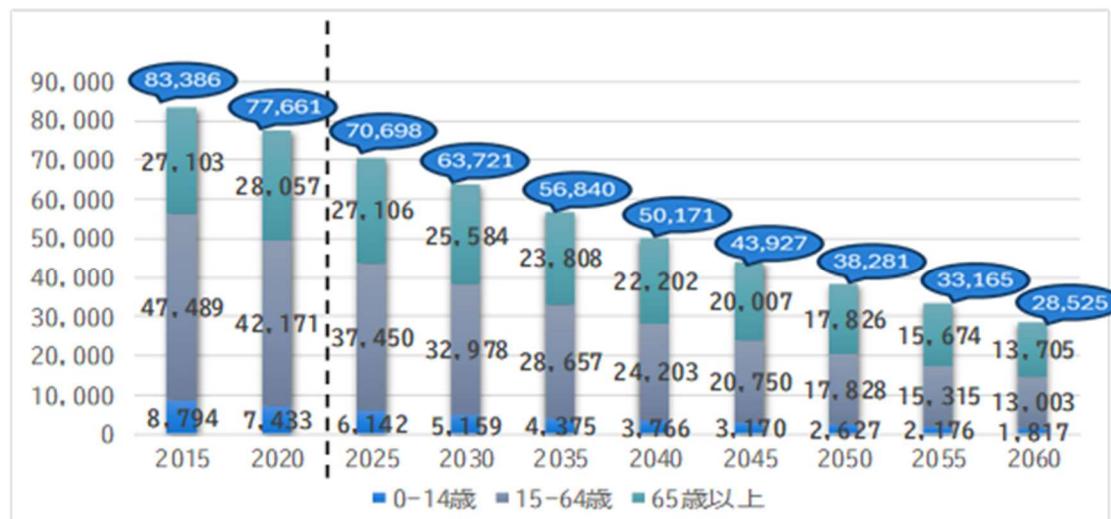
一方、若年者 (15 歳から 29 歳) 比率は減少が続いている、昭和 50 年の 21.7% に対し、令和 2 年には 11.6% にまで減少している。

今後も人口減少及び少子高齢化の傾向は続くと見込まれ、若年層の定住促進及び少子高齢社会への対応が課題である。

表1 年齢別人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		令和 2 年		
		実数 人	実数 人	増減率	実数 人	増減率	実数 人	増減率	実数 人	増減率
総数	過疎地域	67,992	49,644	-27.0%	40,851	-17.7%	32,244	-21.1%	22,082	-31.5%
	日光市	110,468	96,404	-12.7%	96,859	0.5%	94,291	-2.7%	77,661	-17.6%
0~14 歳	過疎地域	21,801	11,311	-48.1%	6,240	-44.8%	3,371	-46.0%	1,431	-57.5%
	日光市	36,479	22,537	-38.2%	16,965	-24.7%	12,243	-27.8%	7,410	-39.5%
15~64 歳	過疎地域	43,043	33,666	-21.8%	27,441	-18.5%	19,005	-30.7%	10,736	-43.5%
	日光市	68,219	65,130	-4.5%	64,957	-0.3%	58,804	-9.5%	41,644	-29.2%
うち 15~29 歳 (a)	過疎地域	16,842	9,799	-41.8%	6,980	-28.8%	4,105	-41.2%	2,270	-44.7%
	日光市	26,435	20,885	-21.0%	17,584	-15.8%	13,789	-21.6%	9,005	-34.7%
(b)	過疎地域	3,148	4,667	48.3%	7,142	53.0%	9,868	38.2%	9,684	-1.9%
	日光市	5,770	8,737	51.4%	14,880	70.3%	23,200	55.9%	27,850	20.0%
(a) / 総数	過疎地域	24.8%	19.7%		17.1%		12.7%		10.3%	
	日光市	23.9%	21.7%		18.2%		14.6%		11.6%	
(b) / 総数	過疎地域	4.6%	9.4%		17.5%		30.6%		43.85%	
	日光市	5.2%	9.1%		15.4%		24.6%		35.9%	

図1 人口の見通し



(出典：国勢調査、日光市人口推計)

② 産業の動向

当市の就業構造は、全国有数の観光地であることから、観光関連産業である宿泊業、飲食サービス業、卸売業及び小売業等の第3次産業を中心であり、その就労人口割合は、令和2年において市全体の6割以上を占めている。特に過疎地域では、観光が主産業であるため、その割合は7割以上と更に高くなっている。近年は、観光客入込数、宿泊数ともにコロナ禍からの回復傾向の継続が見られている。

一方、第1次産業及び第2次産業の就労人口割合は、減少傾向が続いている。

第1次産業については、市全体で昭和50年の14.1%に対し、令和2年には5.0%と減少している。過疎地域においても、同様に減少が続いている。農林畜水産業における担い手や後継者不足、耕作放棄地の増加等が懸念される。

第2次産業については、昭和50年の32.1%に対し、令和2年には26.9%と減少している。過疎地域においても、同様に減少が続いている。今後も企業誘致や工場の新設に伴う助成制度の活用等による工業の振興が求められる。

表2 産業別就労人口の動向（国勢調査）

区分		昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
		実数人	実数人	増減率	実数人	増減率	実数人	増減率	実数人	増減率	
総数	過疎地域	29,937	25,539	-14.7%	22,729	-11.0%	16,516	-27.3%	10,967	-33.6%	
	日光市	49,545	48,752	-1.6%	51,625	5.9%	48,107	-6.8%	39,000	-18.6%	
第一次産業	人口	過疎地域	4,408	1,452	-67.1%	738	-49.2%	437	-40.8%	296	-32.3%
		日光市	13,550	6,891	-49.1%	3,791	-45.0%	2,768	-27.0%	1,959	-29.2%
	比率	過疎地域	14.7%	5.7%	/	3.2%	/	2.6%	/	2.7%	/
		日光市	27.3%	14.1%	/	7.3%	/	5.8%	/	5.0%	/
第二次産業	人口	過疎地域	11,496	8,376	-27.1%	6,397	-23.6%	3,385	-47.1%	2,053	-39.4%
		日光市	15,533	15,666	0.9%	17,459	11.4%	13,795	-21.0%	10,485	-24.0%
	比率	過疎地域	38.4%	32.8%	/	28.1%	/	20.5%	/	18.7%	/
		日光市	31.4%	32.1%	/	33.8%	/	28.7%	/	26.9%	/
第三次産業	人口	過疎地域	14,033	15,631	11.4%	15,588	-0.3%	12,668	-18.7%	8,287	-34.6%
		日光市	20,462	26,047	27.3%	30,289	16.3%	31,412	3.7%	25,431	-19.0%
	比率	過疎地域	46.9%	61.2%	/	68.6%	/	76.7%	/	75.6%	/
		日光市	41.3%	53.4%	/	58.7%	/	65.3%	/	65.2%	/
区分不能	人口	過疎地域	0	80	/	6	/	26	/	331	/
		日光市	0	148	/	86	/	132	/	1,125	/

(3) 行財政の状況

①行政の現況

平成 18 年 3 月 20 日に、今市市・日光市・藤原町・足尾町・栗山村が合併し、「早期の一体感の醸成」「地域の均衡ある振興・発展」を新市における課題と捉え、「日光市総合計画」を策定して基本施策を実施してきた。

平成 28 年度からの「第 2 次日光市総合計画」では、都市の将来像を「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」と定め、特に人口減少対策を重点施策として位置付け、各種施策に取り組んできた。

令和 8 年 3 月には、「第 3 次日光市総合計画」を策定し、市民一人ひとりが健やかに心豊かな生活を送り、未来に希望を持てる社会の実現を目指し、日光市への愛着や、日光市に関わった人が憧れを持つ、魅力的なまちづくりに取り組むため、10 年後の都市像を「誰もが楽しく 健やかに暮らす 新しいまち」と定めた。

当市の持続可能な行政経営の実現に向け、職員数の適正化、公共施設マネジメント計画に基づく公共施設の最適化、デジタル技術の活用による業務の効率化等を進めるとともに、2050 年ゼロカーボンシティの実現など新たな課題にも取り組んでいる。

今後も少子高齢化や人口減少を始め、様々な課題がある中、変化する社会経済情勢に柔軟に対応するため、重点的に取り組む施策の「選択」と、人材、財源、資産、情報等の限られた経営資源の「集中」により、市民サービスの向上を図っていく。

② 財政の現況

当市は、全国第 3 位の広大な市域を有することから、県内他市と比較し、人件費や物件費などの経常経費の割合が高い状況である。また、歳入に占める市税などの自主財源の割合が低く、地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない状況が続いており、自主財源の確保が課題となっている。

そのような中、第 2 次総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）においては、歳入歳出両面の改善による健全な財政基盤の確立に取り組んできた。また、厳しい財政状況の中、持続可能な行政経営を進めるための指標として、平成 30 年度に「長期財政の収支見通し」を策定した上で、歳入においては、財源の確保や受益者負担の適正化など、歳出においては、補助事業の見直しや公共施設マネジメントの推進など、財政健全化の取組を進め、一定の財政効果をあげてきた。

しかしながら、近年の物価高騰の影響による物件費、維持管理経費の増加に加え、過疎化・高齢化の急速な進行に伴う社会保障関係経費の増大により、財政の硬直化が進行していることから、財政規模の圧縮と歳入に見合った財政構造への転換が求められている。

インフレ傾向が続く社会情勢を見据えながら、第 3 次総合計画（令和 8 年度～令和 17 年度）に掲げる日光市の都市像の実現に向け、必要な財源を確保するためには、これまで以上に、歳入の確保、歳出の削減に取り組まなければならない。今後は、令和 7 年度に策定する令和 17 年度までの長期財政の収支見通しを指標とし、持続可能な行政経営の礎となる安定した財政基盤の確立に向けて、行財政改革を着実に推し進めることとする。

表3 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	45,352,732	45,309,834	42,536,800	47,037,515
一般財源	24,670,754	26,122,328	25,488,839	28,175,676
国庫支出金	6,367,179	4,787,608	4,454,881	6,392,123
都道府県支出金	3,560,554	2,970,998	2,717,776	2,828,299
地方債	5,354,000	6,290,400	4,533,600	1,908,600
うち過疎対策事業債	166,100	142,400	184,000	366,900
その他	5,400,245	5,138,500	5,341,704	7,732,817

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳出総額 B	42,925,118	43,192,690	41,796,443	45,603,094
義務的経費	19,995,503	19,871,851	20,719,286	22,560,125
投資的経費	8,654,087	8,093,491	5,298,421	3,288,076
うち普通建設事業	8,654,087	6,843,344	4,913,727	3,228,294
その他	14,275,528	15,227,348	15,778,736	19,754,893
うち過疎対策事業費	120,895	27,399	138,127	69,994
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,427,614	2,117,144	740,357	1,434,421
翌年度へ繰越すべき財源 D	328,411	342,691	227,112	208,910
実質収支 E (C-D)	2,099,203	1,774,453	513,245	1,225,511

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
財政力指数	0.697	0.633	0.595	0.550
公債費負担比率 (%)	16.6	15.5	18.8	17.2
実質公債費比率 (%)	10.4	6.2	6.5	7.3
起債制限比率 (%)	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	91.0	94.4	100.2	98.5
将来負担比率 (%)	60.2	50.5	66.0	49.0
地方債現在高 (千円)	47,676,381	53,694,707	60,436,150	43,948,600

③ 施設整備の状況

施設整備は、生活環境の整備、産業の振興等を目的に実施しており、インフラについては、道路や橋りょうの改良、補修等が進み、簡易水道及び下水道事業等の整備に積極的に取り組んできた。

表4 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道						
改良率(%)	21.9	38.9	54.0	43.2	55.8	56.6
舗装率(%)	22.1	51.6	66.7	56.5	68.7	69.3
農道						
耕地1ha当たり農道延長(m)	13.5	6.2	7.5	7.0	-	11.4
林道						
林野1ha当たり林道延長(m)	0.7	1.4	8.4	1.4	-	0.9
水道普及率(%)	87.6	89.3	95.0	97.8	97.7	97.8
水洗化率(%)	-	42.4	77.6	77.1	82.9	94.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	14.3	15.0	12.1	11.4	12.51	10.38

(4) 地域の持続的発展の基本方針

①これまでの実績と課題

これまで、足尾地域及び栗山地域においては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以降、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法のそれぞれで地域指定を受け、これに基づく計画を策定し、道路、上下水道、教育施設、福祉施設等の社会資本整備や定住対策、福祉サービスの向上、産業の振興等に取り組んできた。

また、令和3年に過疎地域持続的発展支援特別措置法により新たに地域指定を受けた日光地域及び藤原地域においても、主産業である観光の振興をはじめ、住民サービスの向上、地域課題の解決等に向けて、各施策に取り組んできた。

しかしながら、依然として人口減少・少子高齢化が進んでおり、今後も、その対策として、快適で暮らしやすい生活基盤の確保、地域経済活動の再生、集落の活力維持等に向けた積極的な取組が必要である。

当計画においても、「第3次日光市総合計画」で定めた10年後の都市像「誰もが楽しく 健やかに暮らす 新しいまち」の実現を目指すとともに、以下の11の方針のもと、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に取り組むなど、過疎地域における持続可能な地域社会の形成を進めていく。

② 基本方針

- 1 地域の未来を担う人を育てる、教育のまちづくり
- 2 やさしく、支え合う、福祉と健康のまちづくり
- 3 雇用創出と地域経済発展を進める、産業のまちづくり
- 4 便利で住みよい、居住環境のまちづくり
- 5 強靭な地域社会を構築する、安全・安心のまちづくり
- 6 その次の価値と共感を追求し続ける、シティプロモーションの視点
- 7 まちの元気を共に創る、地域づくりの視点
- 8 多様な価値観を尊重し、協力し合う社会づくりの視点
- 9 共に地域社会を創る、多文化共生・国際理解の視点
- 10 新しいまちの創造に向けた経営基盤を確立する、行政経営の視点
- 11 総合計画の着実な推進の視点

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

「人口の継続的な社会増状態の実現」

過疎地域における人口の社会増減は、少子高齢化や産業の低迷などにより、転出者数が転入者数を上回る「転出超過」の状態が続いてきた。しかしながら、近年、地域によっては人口の社会減が抑制される傾向が続いている。

一方、特に出生率の低下などに起因する自然減への対策は、国を中心とする長期的な取組が必要であることに加え、取組の結果に即時的な効果が期待できるものではない。

このため、上記の基本方針に基づき、各事業を総合的かつ効果的に実施することにより、「転出者の減少」と「転入者の増加」を図り、過疎地域において継続的に社会増となる状態を目指す。

表5 市外からの転入・市外への転出による人口の社会増減の推移 単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日光地域	-75	-35	12	12
藤原地域	-33	47	65	70
足尾地域	-1	-7	-4	-29
栗山地域	-18	12	9	10
過疎地域計	-127	17	82	63
今市地域	-386	-162	-174	-111
日光市計	-513	-145	-92	-48

※ 各年度3月31日現在の状況

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、以下のとおり行う。

① 評価の手法

各分野の事業実績及び進捗状況や人口の推移を整理し、過疎地域の住民意見を踏まえ、達成状況の評価検証を行う。また、評価検証の結果を市議会に報告の上、公表する。

② 評価の時期

計画期間終了の翌年度（令和13年度）

(7) 計画の期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

当市では、平成27年8月（令和4年3月改訂）に「日光市公共施設マネジメント計画」を策定し、「次の世代の負担を減らす適正な公共施設を目指して」という全体目標を定め、それを達成するため、コストを圧縮する（様々な手法による経営の効率化）、ハコモノを減らす（施設重視から機能重視によるコンパクト化）、サービスの最

適化を図る（将来のまちづくりと連動した施設再編）、既存施設を長く利用する（持続可能で質の高い社会資本整備の実現）の4つの基本方針を定めている。

その中で、サービスの最適化にあたっては、広大な市域をもつ当市の特性に配慮した、地域に最も適した施設再編、地域の合意形成の確立を図るとしており、全体視点に立って施設量の削減を図りながらも、地域の距離感等立地環境や人口動態等の変化を予測し、市民に必要なサービスに最適な質・量を確保するとしている。

当計画においては、これら「日光市公共施設マネジメント計画」の基本的な考え方を踏まえた上で、地域の実情やまちづくりを考慮しつつ、地域住民に必要な機能（サービス）を総合的に判断し、拠点施設への機能集約や施設の多機能化を推進し総量圧縮を図るとともに、必要な機能の維持に努めることとする。

なお、地域事情により集約が困難な機能については、ソフト面での対応を含め、効果的な方法を検討しながら、必要な機能を維持する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住

① 現況と問題点

- ・都内で開催される移住フェアや県主催オンラインセミナー等に積極的に参加、市主催の日光暮らしぜミナー（セミナー・現地見学会）を開催することで住む視点での日光暮らしへPRしている。また定住施策として、移住者を対象とした移住者交流会を立ち上げ、移住者間のコミュニティ形成に取り組んでいる。移住地としてのイメージを定着させるためにはさらなる移住・定住施策が必要である。また、移住検討にあたって必要不可欠な「住まい」「しごと」については充分とはいはず、移住のハードルになっている。
- ・平成23年度から地域おこし協力隊制度を導入後、これまでに31名を採用してきた。退任した26名のうち11名が引き続き市内に定住しており、その中には過疎地域で起業した者もいる。任期を終えた隊員が引き続き地域に定着するためには、任期中及び任期終了後の市の支援体制を充実する必要がある。

② その対策

- ・移住を推進するにあたって、これまで実施してきた都内で開催される移住フェアや県主催オンラインセミナー等への参加を継続しつつ、「ふるさと回帰支援センター」を活用した情報発信や相談窓口の充実を図る。さらに、観光客が多く訪れるエリアにおいて、出張移住相談を定期開催することで観光から移住への導線を強化する、また、市空き家バンクの充実やWorkWorkとちぎ・ハローワーク等の募集情報を活用し、移住相談にスピード感をもって対応する。
- ・地域外からの人の流入促進と併せて、流出を防ぐ対策も必要であり、「移住者交流会」の充実や「とちぎ結婚支援センター」の有効活用、「子育て支援」「働く場」「交通」「買い物・医療等」などの環境を整えるほか、学生に対する郷土愛の醸成に取り組むことで、進学に伴う転出等からのUターンを促進する。
- ・地域おこし協力隊については、より広範な活動分野において更なる活用を図る。また、採用から任期終了後の定住まで支援体制を維持し、退任後の定住につなげる。

(2) シティプロモーション

① 現況と問題点

- ・日光市は観光地としての知名度は高い反面、そのイメージが固定化されており、新しい市の魅力を発信する取組が課題であった。
- ・このため、令和3年度に新プランディング「NEW DAY, NEW LIGHT. 日光」を発表し、その認知拡大やブランドコンセプトに基づく魅力の創造・発信事業に取り組んできた。
- ・令和7年度にこれら取組の成果を分析したところ、市外では認知度が低い状況にあることが分かった。
- ・今後は、プランディングや各種事業の認知度を高める取組に加え、ブランドコンセプト自体を分かりやすく伝える取組も必要である。

② その対策

- ・持続可能な地域社会を構築するためには、市内外から「住み続けたい」、「行ってみたい」、「住んでみたい」と感じてもらう都市を目指さなければならない。このためには、固定化された市のイメージをアップデートし、将来にわたり市民の愛着度・満足度と市外から見た魅力度の向上を図っていく取組が必要である。
- ・市は市民との協働により、新たな市の魅力を発見し、それらを市民共有の価値に高める取組を行っていく。
- ・市の魅力度を高めてきたこれまでの価値に加え、新たに生み出される価値が市内外に「伝わる」よう、効果的な情報発信を展開することで、定住人口、交流人口及び関係人口の拡大につなげる。

(3) 人材育成

① 現況と問題点

- ・過疎地域の持続的発展を支える主体となる、地域住民、各種団体、事業者等に対し、地域課題の解決や活性化など、地域を支える当事者としての意識を高めていく必要がある。
- ・「まちづくりは人づくり」と言われるように、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が必要であり、協働によるまちづくりを円滑に推進するために、主体的にまちづくりに参画する人材、各地域の特性を活かす新たなまちづくりの担い手やリーダーになれるような人材の育成が必要である。
- ・学業や就職で地元を離れる若者が多い中、地域学校協働活動、ボランティア活動や自然体験などを通して地域を知り、地域とかかわる機会を提供し、ふるさとに住み続けたい、ふるさとを離れても関わり続けたいと思える「日光への愛着、郷土愛」を育む必要がある。
- ・まちづくりの担い手を育成していくため、様々な分野において、「まちづくり」への関心や意識、日光への愛着心の醸成を図る機会を創出しながら、人材育成「人づくり」に取り組む必要がある。
- ・地域における男女共同参画を推進するため、女性リーダー等の人材育成が必要である。

② その対策

- ・まちづくりの担い手を育成していくため、様々な分野において、「まちづくり」への関心や意識、日光への愛着心の醸成を図る機会を創出しながら、人材育成「人づくり」に取り組む。
- ・地域学校協働活動における地域と学校と子どもが一体となった活動の促進や青少年リーダー（主に中高生）がボランティア活動等をとおして地域と関わる機会を提供し、地域を知り、地域とつながることができる機会を子どもたちに提供する。
- ・女性が社会のさまざまな分野で活躍することができるよう、研修会の開催や情報の提供、各種団体への活動支援を行うことで、男女共同参画を推進する人材の育成を図る。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(4) 過疎地域持続的発展特別事業	定住促進事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	地域おこし協力隊事業	市	日光・藤原・足尾・栗山

(5) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

地域間の交流や農林業の振興などを図るため、産業系施設を8施設保有しているが、一部の施設では集会機能を利用した集会施設として活用されているなど、他の用途と機能が重複した施設が見受けられる。

のことから、公共施設マネジメント計画においては「利用状況と設置目的が乖離している施設については、施設のあり方自体を見直し、機能重複している施設との集約化を検討する」を改善の方向性としている。

そのため、過疎地域における既存施設等の実情を十分に把握し、公共施設のあり方の検討、整理を行った上で、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 観光

① 現況と問題点

- ・地域の活力の維持・創出を図るため、観光客を含めた市内交流人口の拡大が求められており、観光客の増加には、市の有する自然、歴史・文化、温泉などの観光資源の情報を積極的に発信するとともに、更なる資源の磨き上げや、ホスピタリティの推進などが必要となる。
- ・これまで、国内観光客だけではなく、訪日外国人観光客向けの施策を実施してきたが、今後の訪日外国人の増加を想定し、更なるインバウンド事業への注力が求められる。
- ・受入体制整備の一環として、市内観光施設などの適切な維持管理・運営・機能向上も重要となる。特に、行楽シーズンなど利用頻度急増時に施設不備が発生しないよう、既存の観光拠点施設や遊歩道、登山道、案内看板、休憩所、公衆トイレ、温泉施設などについて、計画的な維持補修・改修が必要となる。加えて、新たな観光ニーズへの対応に向け、地域の特性を活かした体験・交流が可能となる設備や、地場産品の活用、通信機能の強化、バリアフリー化など、施設の観光資源としての付加価値の付与も求められる。
- ・行楽シーズンなど観光客が急増する時期は、恒常的な交通渋滞が発生しており、渋滞対策など受入体制の強化が必要である。一方で、ハイシーズンとそれ以外の乖離が大きいことから、閑散期対策による全体数の底上げも求められる。
- ・多くの温泉地や名所、文化遺産を有し、国内有数の観光地であることから、これまで大型の宿泊施設や商業施設等が数多く建設され、多くの観光客の受け皿となっていた。しかし、社会情勢の変化などから、現在利用されていない民間施設が点在しており、観光地としての景観に影響を与える状況がある。
- ・全国の市町村で3番目の広大な面積を有し、観光名所も数多くあることから、市内の観光周遊ルートを確立することで、観光客の増加や地域経済の活性化が見込まれる。一方で、市内の観光拠点間の距離が離れていることや、地域観光の拠点施設が駅やバス停から離れていること、バスの運行本数が少ないとことなど、2次交通環境について課題がある。
- ・観光客を呼び込む事業の一つとして、地域に伝統的に受け継がれている祭りや観光イベントを開催しているが、地域住民の高齢化や人口減少が著しく、イベントの実施が年々難しい状況となっている。
- ・近年、旅行者のニーズは多様化しており、効果的・戦略的な施策を展開するため、マーケティング手法の活用や、地域マネジメントの観点が必要となっており、こうした考えを如何に各施策に反映し、地域にも浸透させられるかが課題となっている。
- ・観光客入込数の推移は、震災のあった平成23年から令和元年までは回復基調にあったが、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響を受け、過去10年間で最も少ない数となっている。こうした状況やアフターコロナを見据え、観光推進体制の基盤を強化し、市内の全地域が一体となって、より一層の観光振興に取り組む必要がある。

② その対策

- ・対策の大きな柱としては、観光推進体制の充実、魅力ある観光地づくりの推進、観光客誘客活動の推進、外国人観光客の誘客の推進、観光施設の充実といった方向性から取組を行う。
- ・観光推進体制の充実については、DMO 登録した「日光市観光協会」が観光地域づくりの司令塔となり「観光地経営戦略」に基づいた施策を展開する。このため、推進体制の中核を担う観光協会に対して、活動の支援を行う。
- ・魅力ある観光地づくりの推進については、日光市観光協会などと連携して、新たな観光資源の開発や既存資源の磨き上げを行う。渋滞対策としては、日光地域を中心に、行楽シーズンを対象とした臨時駐車場の開設や交通誘導対策を行う。また、観光地としての景観保全や2次交通対策について、国や県及び関係機関と連携を図りながら、手法や財源などの対応について検討を進める。更に、グリーンツーリズムやスローツーリズムに加え、IT技術を活用したワーケーションなど新しい観光スタイルを推進する。
- ・観光客誘客活動の推進では、市単独でのプロモーションに加え、他事業や他の自治体などと連携し、複数・広域での情報発信や閑散期に向けた対応に取り組む。また、観光イベント等のあり方を検証し、より誘客効果の高いイベントの実施・支援に向けて取り組む。
- ・外国人観光客の誘客の推進については、国や県、JNTOなど関係団体と連携しながら、外国人旅行者の動向を把握し、効果的かつ戦略的なインバウンド事業に取り組む。
- ・観光施設の充実については、既存の観光拠点施設や遊歩道、登山道、案内看板、休憩所、公衆トイレ、温泉施設などについて、計画的な維持補修や改修、更新を行うとともに、指定管理施設の運営健全化を図る。また、インバウンド対応や大規模会議などの多面的な機能を備えた施設など、新たな観光ニーズへの対応に向け、施設の付加価値付与・機能向上に取り組むほか、効果・財源などを見極めながら、必要に応じ新規施設・設備の検討を行う。
- ・これらの対策を通じて、観光を地域経済や社会の発展につなげ、地域が観光による恩恵を実感できるよう、未来につながる観光地域づくりを進めていく。

(2) 農林水産業

① 現況と問題点

- ・過疎地域の総面積は、約 1,200k m²であり、2020 農林業センサスにおける農業経営体数は 141 戸である。就農者の多くが高齢者であり、担い手や後継者不足が課題となっている。また、水利等確保が困難なことや野生鳥獣被害が著しいだけでなく、近年の燃料等の価格高騰などが担い手不足や耕作放棄の一因にもなっており、その対策が継続的な課題となっている。
- ・耕地面積は 5,280ha であるが、その多くで生産基盤整備が遅れ、山林と隣接しているため、野生鳥獣による農作物等への被害が多発している。鳥獣の駆除にあたる猟友会員においても、高齢化や担い手不足が課題となっている。

- ・畜産業では、公共牧場への放牧を活用した肉用牛の繁殖も行われているが、生産性、コスト、労働負担が大きいことなどが課題である。
- ・令和6年度版栃木県森林・林業統計書における林野面積は125,282haであり、そのうち民有林面積は45,104haで人工林率は52.72%となっている。所有形態的には、林家の多くが小規模の零細林業経営となっており、生計のほとんどを他の収入に頼っている。
- ・林業生産については、林業の担い手の減少、高齢化に加え、近年の木材価格の低迷等により林業の採算性は悪化している。更に、人工林におけるシカ・クマによる造林木への食害も後を絶たず、林業経営の意欲減退により、林業の衰退が懸念されている。
- ・水産業においては、湖沼や多くの清流に恵まれており、イワナやヤマメを求める釣り人に利用されている。源流域には、在来のニッコウイワナが生息している。この清流を利用して、養殖業者がイワナ、ヤマメ、ニジマス、ヤシオマス等の養殖をしており、地域内はもとより、市内のホテル、旅館、民宿等への販路拡大に努めている。しかしながら、カワウをはじめとした野生鳥獣による被害が顕著くなっている。

② その対策

- ・圃場、農道、水路等の生産基盤を維持するため、積極的に県や国の補助制度を活用し、担い手の確保及び地域団体の育成を図る。
- ・地域内外で開催される各種イベントを通して、地域を代表する特産品の出荷販売を実施し、銘柄普及を図るとともに、豊かな自然環境を活用し、山菜栽培など高齢者等にも取り組める地域の実情に即した起業の促進を図る。
- ・野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、鳥獣の駆除にあたる新規獣友会員の確保に努めるほか、農家・関係団体の協議により、適正に電気柵等の設置を推進するとともに、獣害防護柵の設置に関する補助制度の利用促進を図る。
- ・肉用牛生産において、集中管理施設による生産性の高い仔牛生産、飼養管理技術及び優良雌牛の導入を推進し、産地銘柄の確立や生産組織の育成強化に取り組む。また、伝染病予防に向け、ワクチン接種に対する支援を推進する。
- ・公共牧場については、草地改良整備、放牧管理技術の向上などを推進し、より一層の生産コスト低減や労働負担の軽減を図る。
- ・森林の間伐や下草刈りなど適切な管理のため、市有林・国有林の維持管理とともに民有林の計画的な管理支援を推進する。
- ・林業の生産環境を向上させるため計画的な林道網の整備や林業団体の活動支援をするとともに、後継者育成・林産物の生産・流通体制の強化等に努め、地場産業の育成等多角的な支援を行う。
- ・林産物の搬出効率向上のため林道網等の整備を進め、獣害対策を講じるとともに施業促進を図る。
- ・水産業については、市に生息する川魚等のPRを推進していくとともに、関係組合や日光市水産業連絡協議会等との関係を密にし、カワウのみならず他の野生鳥獣該対策等も含めた情報共有を図る。

(3) 商工業

① 現況と問題点

- ・商業については、過疎地域内の人ロ減少による購買力の低下から商店数が減少し、日常の買い物に不便をきたす世帯が増加している。そのため、事業承継や新規出店者への支援など、商店街の活性化対策等、商業振興に向けた支援が必要である。過疎地域には、観光関連企業が点在しているが、経営者の高齢化、観光ニーズの変化などから、企業の減少が進んでいる。
- ・工業については、既存の製造業や地場産業等の減少や就業者の高齢化による労働生産性の低下が懸念されている。そのため、雇用情勢の変化に対応できるよう、既存企業の体质強化や新規参入に向けた支援が必要である。また、地形的な制約から新たな工場用地の確保が困難な状況であるため、既存企業の技術の活用や販路の拡大を図り、産業の活性化につなげる支援が必要である。

② その対策

- ・商工業振興のため商工会等への支援を継続し、商店街空洞化の抑制及び地域の活性化を図るため、空き店舗や既存店舗を活用する事業者や起業者に対して支援を行うとともに、新たな商品の開発やサービスの提供など、価値の向上を支援することで、企業活動の成長を促進し、活気及び賑わいのあるまちづくりを推進する。
- ・首都圏のバイヤーや購買層に対し、積極的なプロモーションを展開し、市産品の購買意欲の促進、新たな市場開拓・販路拡大を促すことで、起業者や事業承継者の支援を行う。
- ・中小企業の生産性向上を図るため、生産設備導入への支援を行うとともに、市の融資制度である「中小企業振興資金」の活用により、既存工業の維持・振興を図る。また、中小企業等が新たな販路や事業提携先等を開拓するための展示会等への出展に伴う費用について支援を行う。
- ・それぞれの地域の特性や課題を踏まえ、既存企業及び新規企業の参入を総合的に支援するとともに、過疎法による優遇処置の活用を推進し、地域産業の振興に取り組む。

(4) 雇用・労働・起業

① 現況と問題点

- ・人口減少や高齢化が進む中、過疎地域の事業所数は年々減少しており、それに伴い地域における雇用の機会が失われている。求人面では、医療・福祉分野や宿泊・飲食・サービス業の雇用が求められているが、求人の多い職種には求職者が集まらないという雇用のミスマッチが生じており、就職情報の提供など雇用創出の促進に向けて関係機関と連携した取組が必要である。
- ・起業者は増加傾向にあり、過疎地域においても支援事業を活用して起業した事業者もいることから、今後も起業希望者等を支援するため伴走型支援体制を充実することにより、移住・定住の促進を図る必要がある。

② その対策

- ・就職応援ガイド市ホームページ内の特設サイト「就職応援ガイド」による地域内企業の情報を提供することで求人求職のマッチングを促進し、地域内での就業を推進するとともに、合同就職説明会・面接会の開催等により就業機会の拡大を図る。また、雇用創出奨励金の活用による企業への雇用支援を図る。
- ・「創業支援事業計画」に基づく創業支援窓口の設置や支援事業を実施することにより、起業等に向けた機運の醸成を図るとともに、起業しやすい地域づくり等の受入体制を整備する。また、起業等に向けた相談業務や各種イベントを開催するなど、過疎地域における起業者等を支援するとともに移住・定住の促進を図る。

(5) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：2 産業の振興

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 農業	農作物食害防止事業 防護柵設置	市	日光・藤原・足尾・栗山
	特定鳥獣保護管理事業 個体数調整	市	日光・藤原・足尾・栗山
(9) 観光又はレクリエーション	公衆トイレ整備事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	日光グリーンスローモビリティ運行事業	市	日光
	温泉施設改修事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	環境学習センター設備改修事業	市	足尾
	庚申山登山道整備事業	市	足尾
	銅山観光施設整備事業	市	足尾
	水芭蕉園地整備事業（土呂部、野門）	市	栗山
	土呂部滝見歩道整備事業	市	栗山
	遊歩道改修事業 (湯沢、布引の滝、蛇王の滝等)	市	栗山

	キャンプ場施設改修事業 (上栗山、土呂部)	市	栗山
	平家の里施設整備事業	市	栗山
	女夫渕休憩施設改修・整備事業	市	栗山
	湯の郷 湯西川観光センター改修事業	市	栗山
	観光施設整備事業 観光案内板整備等	市	栗山
	くろがね橋公園 施設改修事業	市	藤原
	日光郷土センター改修事業	市	日光
	水の郷改修事業	市	栗山
	霧降高原キスゲ平園地 レストハウス外壁等改修事業	市	日光
	上三依水生植物園施設改修事業	市	藤原
	川治歩道橋改修事業	市	藤原
(10)過疎地域持続的発展特別事業	畜産振興対策事業 和牛繁殖雌牛導入事業	市	栗山
	商工団体運営費補助金	市	日光・藤原・足尾・栗山
	商店リフレッシュ事業費補助金	市	日光・藤原・足尾・栗山
	日光地域渋滞対策事業	市	日光

(6) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
日光地域 藤原地域 足尾地域 栗山地域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

各分野における「②その対策」及び「(5)計画」のほか、過疎法に基づく税制優

過措置の活用の推進及び周辺市町との連携に努める。

(7) 日光公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、観光施設については「民間施設との競合や採算性を見ながら、公共サービスとしての必要性を明確にした上で、施設の存続を検討する」「明らかに利用者が少なく、今後の改善も見込めない施設については廃止を検討する」「黒字施設や採算性に見込みがある施設については、民間譲渡も検討する」を改善の方向性としており、産業系施設については、「利用状況と設置目的が乖離している施設については、施設のあり方自体を見直し、機能重複している施設との集約化を検討する」「農村環境改善センター及び繁殖牛集中管理センター※3以外は市の直営であり、施設管理を利用者等である生産組合に委託しているところは、施設の譲渡を生産組合と協議し、総量縮減を図る」を改善の方向性としている。

過疎地域における産業の振興に係る事業の実施については、既存施設等の実情を把握・分析した上で、地域の産業活性化のために必要な施策と連動した公共施設のあり方の検討、整理が必要である。また、当計画に掲げられた、事業計画（施設整備）については、「日光市公共施設マネジメント計画実行計画」との連動、整合性を図りながら、組織横断的な計画的修繕・改修を行うこととする。なお、新規施設整備については、未利用施設や既存施設の有効活用、必要量・規模・機能等を十分検討するとともに、全体総量の中で総量圧縮に向けた調整を行う。

※3 繁殖牛集中管理センターは、令和7年度から直営

4 地域における情報化

(1) 地域情報化

① 現況と問題点

- ・過疎地域においても、全ての地域に光ファイバ網による高速インターネット利用環境（情報通信基盤）を整備するなど、住民及び事業者の利便性の向上を図ってきた。
- ・旅行者の滞在、周遊の利便性向上を目的に、無料の公衆無線 LAN サービス「Nikko City Wi-Fi」を整備することで、交流人口による地域活性化を図ってきた。
- ・近年、AI^{※3}や IoT^{※4} 等のデジタル技術が身近な生活の中で活用され、生産性・利便性を向上させることにより、経済発展と地域課題の解決を両立出来る社会「Society5.0」が提唱されている。今後、人口減少や少子高齢化などの地域課題に対して、ICT 等を有効に活用し、デジタルトランスフォーメーション（DX）^{※5} を推進していく必要がある。
- ・マイナポータルや電子申請システムなど行政手続きのオンライン化が進む中、誰一人取り残さず、デジタル技術の恩恵を享受できる環境を整備していく必要がある。

※4 AI…Artificial Intelligence の略 人工知能

※5 IoT…Internet of Things の略 モノをインターネットに接続する技術

※6 デジタルトランスフォーメーション（DX）…IT 技術により生活をより良いものへと変革させる概念

② その対策

- ・防災、医療、公共交通、教育、産業など、様々な分野においてデジタル化を推進し、新技術による地域課題への対策や地域活性化を図る。
- ・行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済の充実など、当市が担う行政サービスにデジタル技術を活用して、住民及び事業者の利便性の向上を図る。
- ・高齢者をはじめ、デジタル媒体に不慣れな人の「情報格差」を解消し、デジタル社会の恩恵を多くの住民が実感できるよう、ICT 等を学べる環境を整備するなど、デジタル活用支援を図る。

(2) 日光市公共施設マネジメント計画との整合性

過疎地域における交通通信体系の整備、情報化に係る事業の実施については、地域が必要とするインフラ整備等のあり方や既存施設等の実情を把握した上で、公共施設マネジメント計画で示す、「次の世代の負担を減らす適正な公共施設を目指して」という全体目標を踏まえ、それぞれの地域に合った、生活環境のために欠かせない公共施設のあり方との整合性を図りながら各事業を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 道路・橋りょう

① 現況と問題点

(道路・橋りょう)

- ・道路整備については、これまで国・県道や1級・2級市道等の幹線道路の整備を重点的に行ってきましたが、日常生活に密着した生活道路においては、未整備箇所も多く老朽化が顕著である。令和元年度に実施した「市民意識アンケート調査」においては、今市地域住民と比べて、「道路の整備の満足度が低い」という結果となっている。
- ・市道（1,123路線、実延長572.331km（令和7年4月1日現在））については、産業振興、観光開発、住民福祉等の生活環境向上等の観点から、計画的な舗装修繕や側溝整備等の維持管理が必要である。
- ・過疎地域の道路網については、各地区・施設を連絡する住民の生活用道路としての機能だけでなく、産業・観光道路として重要な役割を果たしているが、安全に歩行できる環境整備も必要である。
- ・豪雪地帯にも指定されており、冬季間における安全な通行を確保するため、適切な除雪作業を行う必要がある。
- ・過疎地域内には、橋りょう311橋、トンネル8箇所あり、長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕、点検を行う必要がある。

(農道・林道)

- ・農道延長は59.339km、林道については、県管理林道12路線、市管理林道53路線、森林組合管理林道93路線であり総延長は324.106kmである。
- ・林道は、狭隘で未舗装が多いため、雨や雪の影響を受けやすく、損傷を受けた林道が多く見受けられる。
- ・県道や市道と連絡する農林道は、地域内の交通体系の中で、観光等の産業の振興に寄与するところがあるため、その整備、維持管理が必要である。

② その対策

(道路・橋りょう)

- ・生活幹線として重要な基幹道路である国・県道については、道路改良及び維持修繕の促進を県に要望していく。
- ・市道については、計画的に改良・舗装整備及び災害防除事業を進めるとともに、冬季間の交通確保のため、効果的な除雪体制の整備に努める。
- ・地域からの要望や意見の集約と評価基準に基づく道路整備計画を立て、継続的な道路整備を図る。
- ・中長期的に見通した市道維持管理における各種施設の調査点検及び適正な維持管理を図る。
- ・通学する児童・生徒や観光客の安全性や回遊性を高めるために、街路灯の設置及び道路の高質化により歩行環境を整備する。

- ・橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、施設の劣化が進行してから修繕を行う「事後対応型」から、施設の点検を定期的に行い損傷が軽微なうちに修繕対策を行う「予防保全型」への転換により、長寿命化に向けた適正な維持管理を図る。

(農道・林道)

- ・農道や林道については、県道、市道と連絡することから農林産物等の運搬のほか、生活道としてのつながり及び観光等の産業の振興に果たす役割が大きいため、改良整備と維持管理に取り組み、安心安全な通行の確保を図る。

(2) 公共交通

① 現況と問題点

- ・過疎地域におけるバス運行については、民間事業者及び市が運営する路線バスのほか、一部地域においてデマンド型交通を導入している。沿線人口の減少により、路線バスの利用者は減少傾向にあり、収支状況の悪化から廃止の懸念のある一部の民間路線に対しての支援も行っている。また、市営バスについても財政負担が年々増加している。
- ・公共交通から離れたエリアや公共交通の利用には不便な地区では、一部住民の日常生活に支障が生じているほか、公共交通網の不便さを理由に、高齢者の運転免許証返納が進まない状況も発生している。
- ・鉄道については、わたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道の第三セクター鉄道2社のほか、JR、東武鉄道が運行している。特に第三セクター鉄道2社においては、運行経費の高騰をはじめ、利用者が減少傾向にあることから、厳しい経営状況が続いている。今後も地域住民や観光客の移動を支える地域の公共交通として運行を維持するためには、経営安定化を目的とした沿線自治体からの財政支援が不可欠である。
- ・地域住民や観光客の移動に不可欠な交通手段として公共交通を維持、存続させるため、地域ごとの実態に即した効率的で効果的な運行を図るとともに、利便性向上による利用促進を進めていく必要がある。

② その対策

- ・バスや鉄道の運行については、地域住民の日常生活の重要な交通手段であることから、安全な運行のために老朽化した車両の更新を計画的に行うほか、バス路線の再編や新たな運行形態の導入検討、鉄道とのダイヤ調整による公共交通ネットワーク化、施設・車両のバリアフリー化など利用環境の整備等を促進することにより、効率化や利便性向上を図る。また、利用促進を図るための周知や運行に対する支援を行うことで、路線の維持継続を図る。
- ・鉄道については、第三セクター鉄道のわたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道に対し、経営安定化や安全輸送の確保、利用促進を図るための支援を行い、大切なインフラとしての運行の維持・継続を図りながら、沿線地域の活性化に資するものとして活用する。

- ・定期的な買い物バスの運行や、買い物ツアーの実施、高齢化集落等日常生活交通支援事業など、地域に応じた支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：4 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 市町村道 道路	中宮祠線（改良）	市	足尾
	通洞遠下線（改良）	市	足尾
	馬坂線（改良）	市	栗山
	野門橋・富士見峠線（改良）	市	栗山
	市道野口石橋～平ヶ崎線（改良）	市	日光
	市道藤区画街路15号線（改良）	市	藤原
	外山1号線（改良）	市	日光
	柏木線（改良）	市	日光
	駅間通り線（改良）	市	日光
	日光江戸村線（改良）	市	藤原
	松原田元線（改良）	市	足尾
	舟石線（改良）	市	足尾
	新梨子南3号線（改良）	市	足尾
	赤沢18号線（改良）	市	足尾
	市道御幸町～松原線（改良）	市	日光

	市道所野～江の久保線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	市道花石～久次良神社線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	霧降ペンション通り線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	丸見川線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	青柳日光線～虚空蔵尊線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	福留横町線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	赤井原1号線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	山口橋～大芦線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	安良沢山通り線（舗装長寿命化事業）	市	日光
	袋原1号線（舗装長寿命化事業）	市	藤原
	さくら通り4号線（舗装長寿命化事業）	市	藤原
	区画街路18号線（舗装長寿命化事業）	市	藤原
	市道赤沢16号線（舗装長寿命化事業）	市	足尾
	市道赤沢18号線（舗装長寿命化事業）	市	足尾
	市道中宮祠線（舗装長寿命化事業）	市	足尾
	市道松原田元線（舗装長寿命化事業）	市	足尾
	稻ヶ沢1号線（舗装長寿命化事業）	市	栗山
	市道湯畑・沢口線（舗装長寿命化事業）	市	栗山
	小倉山団地1号線（側溝長寿命化事業）	市	日光

	松原相生町線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	湯元入口～もみの木通り線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	輪王寺～東照宮線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	霧降の滝線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	清滝神社～細尾大谷橋線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	中宮祠なかよし坂線（側溝長寿命化事業）	市	日光
	自由ヶ丘～小佐越線（側溝長寿命化事業）	市	藤原
	鶴頂山線（側溝長寿命化事業）	市	藤原
	上間藤1号線（側溝長寿命化事業）	市	足尾
	新梨子南1号線（側溝長寿命化事業）	市	足尾
	掛水若宮線（改良）	市	足尾
	原向線（側溝長寿命化事業）	市	足尾
	大内事線（側溝長寿命化事業）	市	足尾
	市道青柳日光線～神橋線（高質化）	市	日光
	市道鉢石横町線（高質化）	市	日光
	市道西参道～下新道線（街路灯設置）	市	日光
	長坂～表参道線（高質化）	市	日光
	旧田母沢御用邸～大工町線（高質化）	市	日光
橋りょう	地蔵坂橋（長寿命化事業）	市	足尾

	赤倉橋（長寿命化事業）	市	足尾
	峠沢橋（長寿命化事業）	市	足尾
	細鈴橋（長寿命化事業）	市	足尾
	古沢橋（長寿命化事業）	市	日光
	七滝橋（長寿命化事業）	市	足尾
	赤上橋（長寿命化事業）	市	足尾
	細鈴橋（長寿命化事業）	市	足尾
	しゃくなげ橋（長寿命化事業）	市	日光
	含満大谷橋（長寿命化事業）	市	日光
	黒鉄橋（長寿命化事業）	市	藤原
	開運橋（長寿命化事業）	市	栗山
	大岩橋（長寿命化事業）	市	足尾
	II-9-1号橋（長寿命化事業）	市	藤原
	南橋木橋（長寿命化事業）	市	足尾
	東和町橋（長寿命化事業）	市	日光
	第1憾満橋（長寿命化事業）	市	日光
	(旧) 渡良瀬橋（長寿命化事業）	市	足尾
その他	下鉢石町（南側）（歩道修景） 下鉢石町（北側）（歩道修景）	市	日光
	逆川第1、第2、第3トンネル（点検）	市	藤原

	夫婦トンネル（点検）	市	栗山
	盾岩トンネル（点検）	市	藤原
	石焼トンネル（点検）	市	栗山
	小峠トンネル（点検）	市	栗山
	明神トンネル（点検）	市	栗山
(3) 林道	奥鬼怒線（トンネル点検）	県	栗山
	前沢稻ヶ沢線（改良）	県	栗山
	林道安ヶ森線（改良）	市	栗山
	奥鬼怒線（改良）	市	栗山
	奥鬼怒線（改良）	県	栗山
	野尻沢線（改良）	市	栗山
	平沢芹沢線（改良）	市	栗山
	ヌーグラ沢線（改良）	市	栗山
	舟石線（改良）	市	足尾
	表男体線（改良）	市	日光
(5) 鉄道施設等 軌道施設	林道西前高原線（改良）	県	藤原
	林道施設鋼橋塗膜調査	市	藤原・栗山
	わたらせ渓谷鐵道鉄道軌道輸送対策事業費補助金	市	足尾
	野岩鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金	市	藤原・栗山

(6) 自動車等 自動車	自家用有償バス購入事業	市	足尾
	市営バス購入事業	市	藤原・栗山
	低床バス導入支援事業	市	日光
(8) 道路整備機械 等	除雪ドーザ	市	日光・足尾・栗山
(9)過疎地域持続的 発展特別事業	わたらせ渓谷鐵道連絡協議会負担金	市	足尾
	わたらせ渓谷鐵道運行維持費補助金	市	足尾
	野岩鉄道利用促進協議会負担金	市	藤原・栗山
	野岩鉄道経営安定化補助金	市	藤原・栗山
	市営バス路線再編検討事業	市	日光・藤原・足尾・栗山

(4) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、道路については「重要幹線道路は、予防保全による長寿命化を進め、それ以外の道路については、道路の重要性、交通量等によって耐用年数、整備水準を変えるとともに、破損個所、劣化状況に応じて、事後保全、観察保全等を組み合わせることで、効果的、効率的な維持管理を行う」を改善の方向性としている。

また、橋りょうについては「橋りょうは、劣化状況等の確認等、定期的な点検の実施により、重大な破損の早期発見に努めるとともに、橋りょうの重要度、破損個所等に応じた、事後保全、観察保全の組み合わせにより維持管理費の縮減を図る」を改善の方向性としている。

そのため、当計画に掲げられた、事業計画については、全体的な施設重要度等の観点から優先順位付けを行った上で、「日光市公共施設マネジメント計画実行計画」との連動、整合性を図りながら、計画的修繕・改修を行うこととする。

6 生活環境の整備

(1) 河川

① 現況と問題点

- ・過疎地域内の主要な河川沿いには、家屋が点在する地区があり、これまで国・県において砂防施設整備や河川整備が進められ、生活の安全が図られてきている。
- ・河川の支流においては、荒廃等により土石流が発生している箇所もあり、土砂災害が懸念される。台風や集中豪雨による水害の危険から住民の生活を守るため、河川の適切な維持管理が必要である。

② その対策

- ・急傾斜地対策事業など河川・砂防事業について、更なる整備促進を国・県に要望していくとともに、土砂災害を未然に防ぐため、地域住民と協働による荒廃地の植林活動や河川美化活動等を推進する。
- ・災害を未然に防ぐために、支流河川や法定外公共物（水路）の整備を推進するとともにその施設の維持管理に努め、流水機能の確保を図る。

(2) 公園・緑地

① 現況と問題点

- ・過疎地域には、様々な公園や緑地が点在しており、地域住民などのコミュニティ形成や環境改善に貢献する役割を果たしているため、適正な整備、維持管理を行っていく必要がある。
- ・公園施設の機能を正常に保つための修繕や予防的な保全だけでなく、利用者のニーズに対応する施設への改修や更新を図る必要がある。

② その対策

- ・潤いとやすらぎのある重要な場所として、公園・緑地を安心安全かつ快適に利用できるよう、継続的に整備、維持管理を図る。
- ・公園・緑地の整備等については、効率的かつ効果的な改修や更新を図るため、定期的な点検及び専門的な点検を行っていく。

(3) 住宅・住環境

① 現況と問題点

- ・適切な管理が行われていない空家等や、老朽化した空家等の増加により、住環境の悪化が懸念されていることから、空き家の全戸調査を行い、空き家の実態を把握するとともに、空き家の利活用や適正管理、老朽化した空家等の除却等の案内を、所有者に送付している。
- ・令和7年4月1日現在、過疎地域内の市営住宅は、796戸（日光454戸、藤原193戸、足尾108戸、栗山41戸）、改良住宅75戸（足尾）、勤労単身者住宅18戸（足尾）、単独住宅60戸（日光3戸、足尾48戸、栗山9戸）、特別住宅178戸（足尾）であり、管理総数は1,127戸である。

- ・築後40年を経過している市営住宅は659戸（日光305戸、藤原72戸、足尾277戸、栗山5戸）あり、入退去時の修理費用の継続維持が必要である。
- ・市営住宅が老朽化し、空き部屋が目立つようになり、さらに入居者は高齢者が多く低層階を希望する傾向にあり、高層階の空き部屋が目立つようになってきている。

② その対策

- ・空家等対策は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「日光市空家等の適正管理に関する条例」、及び「第2次空家等対策計画」に基づき、住環境の良好な状態を保つため、空家等の所有者に対して、適正管理を促すとともに、空き家の利活用や老朽化した空家等の除却支援を行う。
- ・市営住宅については、引き続き「日光市公共施設マネジメント計画」に基づき集約化を図り、「日光市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の生活水準向上のための市営住宅等整備改善事業を計画的に実施し、安全で安心に暮らせる住宅整備を図る。

(4) 上水道

① 現況と問題点

- ・過疎地域の水道施設は、山間部に多く点在しているため、統廃合が難しく、多くの施設を、適正な維持管理を図りながら、安全・安心な水道水の安定供給を実施している。
- ・過疎地域の水道事業においては、施設・管路の老朽化が最も重要な課題として挙げられ、計画的かつ効率的な更新の実施が必要である。

② その対策

- ・老朽化した施設・管路の計画的かつ効率的な維持管理及び更新を実施する。

(5) 下水道

① 現況と問題点

- ・過疎地域の汚水処理は、生活排水処理構想に基づき、公共下水道区域と浄化槽処理促進区域に分け、それぞれの施設により汚水の適正な処理を図っている。令和7年4月1日現在の生活排水処理人口普及率は85.9%で、栃木県平均89.9%を下回っているため、施設整備と併せて普及促進も必要である。
- ・公共下水道の主な処理施設は、水処理センター4施設と中継ポンプ場9施設が整備されているが、供用開始から長期間が経過し、老朽化が進む施設があることから、適正な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図るため計画的な修繕・改築が必要である。

② その対策

- ・生活排水処理施設の整備手法の最適化を図るため、生活排水処理構想や事業計画の見直しを実施するとともに、下水道に関する整備事業の実施、また合併処理浄化槽への転換を推進するため啓発活動や補助金等助成を実施する。
- ・下水道施設については、適正な維持管理を図るとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した施設の修繕や改築、耐震化を計画的に実施する。

(6) 防災・危機管理

① 現況と問題点

- ・当市では、これまで「日光市地域防災計画」策定し、災害時に対応してきたが、近年、全国で大規模な災害が発生しており、当市においても、平成26年2月の大雪や平成27年9月の関東・東北豪雨、令和元年10月の東日本台風による被害が発生している。特に過疎地域には、土砂災害警戒区域が多く点在していることや、ダム下流や河川の氾濫による浸水等が想定されることから、防災・減災を進めなければならない。
- ・過疎地域内自治会全てに自主防災組織が結成されているが、地域防災活動のリーダーの不在、高齢化等から、活動のマンネリ化や停滞が懸念されることに加え、地区防災計画の策定も低調となっている。
- ・頻発化、激甚化する災害において、改めて自助、共助、公助の考え方を踏まえた防災に対する市民の理解や意識の向上が不可欠である。
- ・過疎地域には、高齢者等の要配慮者が多いため、災害時の避難行動や避難行動支援の実行性をいかに高めていくかが課題である。
- ・当市には、常時観測が必要とされる日光白根山があり、火山災害に対する防災・減災体制と地域住民の防災意識の向上を図る必要がある。

② その対策

- ・防災行政の基礎となる「日光市地域防災計画」の点検、見直しを随時行い、国や県とも連携しながら総合的な防災行政を推進する。
- ・自主防災組織に対する防災資機材整備への支援や研修会の実施に加え、防災士の資格取得の促進を図るとともに、フォローアップ研修の実施など、防災士が地域防災活動のリーダーとして活躍できるように支援する。また、地区防災計画策定の重要性・必要性について周知啓発を行うとともに、自治会等の特性に応じた指導・助言を行い策定につげる。
- ・防災行政情報システムの適切な維持管理やSNS等を活用した情報伝達手段の強化を図るとともに、ハザードマップの周知啓発を行う。また、各種防災訓練や出前講座等の実施を通じて、自助・共助・公助の重要性、災害リスクと市民の取るべき避難行動の理解促進を図る。
- ・避難行動要支援者の情報を一元化するシステムを活用するとともに、平常時の見守り活動や避難訓練時に実演訓練を実施するなど、災害時に確実に支援が行える体制を構築する。

- ・各噴火警戒レベルに応じた避難範囲や避難経路等について、日光白根山火山防災協議会における検討を踏まえ、火山対策体制の確立を図るとともに、火山災害への対応について周知啓発を行う。

(7) 消防・救急

① 現況と問題点

- ・過疎地域には、常備消防の消防防災活動拠点施設として、2消防署4分署に消防職員をそれぞれ配置し、災害対応車両として、水槽付ポンプ自動車、ポンプ自動車、救助工作車、高規格救急自動車等を配備している。近年、頻発化・激甚化する災害に対し、迅速かつ効果的な対応が求められている。これらの災害に対応するため、消防職員の訓練強化、救急救命士養成など救急業務の強化が重要となっている。加えて消防業務のDX化が進む中で、新しい課題に効果的に対応するための消防・救急体制の強化・充実が求められている。
- ・非常備消防としては、消防団が、各地域にそれぞれ設置されており、災害発生時の拠点施設となる詰所兼器具置場や、広報車やポンプ自動車、積載車等の消防団車両を数多く配備している。団員数は、人口減少、少子高齢化の進行から、令和7年4月において充足率83.4%に留まっており、定数不足が続いている。今後も地域の消防力の維持・強化を図るため、計画的な施設、車両等の整備とともに、消防団員の維持・確保が必要である。
- ・消防水利については、老朽化が進んでいる消火栓や耐震性能を有していない防火水槽が数多く現存することから、大規模災害に備え、引き続き計画的に整備していく必要がある。

② その対策

- ・常備消防の施設、設備、車両、救急設備、通信設備について、頻発化・激甚化する災害に対応するため、計画的に必要な機能を有する設備等への整備や更新を図る。
- ・救急救命士新規養成については、救急救命士の社会への貢献度、やりがい等の魅力を学習会やシミュレーション訓練時に伝え、多くの消防職員に救急救命士を目指すきっかけとしている。
- ・地域の消防力の強化を図るため、非常備消防である消防団詰所や車両等の整備を計画的に進める。
- ・消防団員の確保について、消防団員の待遇改善のほか、支援団員制度の活用や、消防団サポート事業制度及び消防団協力事業所表示制度を拡充させることにより、団員が消防団活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、消防団員募集リーフレットや広報誌の発行等を実施し、入団の促進を図る。
- ・消防水利施設について、大規模化する災害に対応するため、計画的に消火栓及び防火水槽の新規整備を進め、併せて老朽化した消火栓の改修を行うとともに、耐震性能を有していない防火水槽の耐震性設備への順次更新を行う。

(8) 防犯・交通安全・消費生活

① 現況と問題点

- ・過疎地域は、高齢化率が高く、高齢者をターゲットとした特殊詐欺や悪質な訪問販売などの犯罪の増加や、幼児や児童、生徒が被害者となる犯罪の発生が懸念される。
- ・交通事故の発生件数については、減少傾向にあるものの、高齢者に起因する事故の割合が多い状況にあり、今後の高齢化の進行により事故が増加することが懸念される。また、観光客等市外からの訪問者が多いこともあり、地域住民はもとより来訪者に対する交通安全対策も重要である。

② その対策

- ・高齢者に対しては、特殊詐欺や悪質な訪問販売などの犯罪防止のため、関係機関と連携した消費者教育や啓発を行う。
- ・高齢者や幼児、児童、生徒を対象とした防犯教室や啓発チラシの配付等を積極的に行うほか、空き家対策や防犯灯、防犯カメラの整備等防犯対策を行うことで、防犯意識の高揚や犯罪の未然防止を図る。
- ・交通安全教室の開催や、高齢者運転免許証自主返納支援事業の周知による運転免許の自主返納の促進により、交通安全意識の高揚や交通事故の未然防止を図る。
- ・観光客等来訪者に対しては、交通安全啓発活動等を関係機関と連携して実施する。

(9) 廃棄物

① 現況と問題点

- ・過疎地域においては、コミュニティの維持が難しくなっていること等から、高齢者世帯や障がい者世帯のごみ出しが課題になっている。市では、自らごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がい者等の負担軽減と安否確認を目的とした家庭ごみの戸別回収を実施しているが、利用者が増加傾向にあることから、作業員の確保をはじめ、老朽化した車両の更新や維持管理等、運用体制の強化が必要である。
- ・過疎地域の多くは、急峻で狭隘な生活道が多く、居住者自身のごみ出しが困難であるだけでなく、市の事業の運営においても、収集車の手配や収集ルート調整等に課題がある。
- ・広範な市域内のごみ処理施設を集約し、過疎地域における身近なごみ集積拠点として、旧ごみ処理施設跡地等をストックヤードとして整備をしている。ストックヤードが中継基地となることで、一時的なごみ保管場所としてだけでなく、ごみ収集・運搬業務の円滑化が図られるが、更なる安定的な運用のため、運営に係る人員の確保や施設の維持管理等が必要である。

② その対策

- ・地域住民の生活環境と福祉の向上のため、支援が必要な世帯の家庭ごみを戸別収集する事業に継続して取り組み、柔軟な収集ルートの調整や十分な作業員の確

保、運用に係るルールの見直し等のほか、収集車両の維持管理及び更新等適切な管理運営を行う。

- ・過疎地域内の安定的なごみ処理（収集・運搬）体制を維持するため、人員配置を強化し、施設及び収集・運搬車両の適切な維持管理や修繕、更新等を行う。

(10) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：5 生活環境の整備

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 水道施設 上水道	日光地域老朽管更新	市	日光
	鬼怒川浄水場施設改修	市	藤原
(2) 下水処理施設 公共下水道	中宮祠・湯元水処理センター改築事業	市	日光
	日光処理区改築事業	市	日光
	中宮祠処理区改築事業	市	日光
	湯元処理区改築事業	市	日光
	藤原処理区改築事業	市	藤原
	川治処理区改築事業	市	藤原
	湯西川処理区改築事業	市	栗山
	汚水樹新設事業	市	日光・藤原・栗山
	流域下水道建設事業	県	日光・藤原
(5) 消防施設	資源化工場建設事業	県	日光・藤原・栗山
	消防団詰所建設事業 消防団詰所整備	市	日光・藤原・栗山
	消防ポンプ自動車等整備事業 日光消防署管内車両更新整備	市	日光

	消防ポンプ自動車等整備事業 藤原消防署管内車両更新整備	市	藤原
	消防ポンプ自動車等整備事業 消防団車両更新整備	市	日光・足尾
	高規格救急自動車等整備事業 車両更新整備	市	日光・足尾
	高機能消防指令システム設備等更新事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	消防施設維持事業 消火栓整備	市	日光・藤原・足尾・栗山
	防火水槽新設事業 耐震性貯水槽整備	市	日光・藤原・足尾・栗山
	消防団詰所 LED 改修事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
(6) 公 営 住 宅	市営住宅等整備改善事業 市営住宅等改修等	市	日光・藤原・足尾・栗山
	市営住宅等整備改善事業 市営住宅等解体等	市	日光・藤原・足尾・栗山
(7) 過疎地域持続的発展特別事業	水処理センター等維持事業	市	日光・藤原・栗山
	日光処理区ポンプ場維持事業	市	日光
	藤原処理区中継ポンプ場等維持事業	市	藤原
	日光市生活排水処理構想策定	市	日光・藤原・足尾・栗山
	公共下水道事業計画（変更）策定	市	日光・藤原・栗山
	ハザードマップ更新事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	消防団員確保事業	市	日光・藤原・足尾・栗山

(11) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、公園施設については「日光市公園施設長寿命化計画に基づき予防保全に取り組む」を改善の方向性としており、市営住宅については「公営住宅の新規整備は原則行わない」「老朽化が進んだ施設については、用途廃止とし、建替えについては、将来人口状況等踏まえ総合的に判断する」「建替えの検

討を行う際は、地域状況によって、民間住宅の借り上げ等を含めて検討する」「既存利用の市営住宅については、保全優先順位を付けた上で計画的な保全（長寿命化）を図る」「地域エリア別に既存市営住宅間の集約化・統廃合を進める。集約を進めるにあたっては、入居者の意思確認を前提とした上で、ソフト面の対応、政策を合わせて検討する」「社会状況、人口構成等、ニーズに応じた対応により、入居率の向上に努めるとともに、高齢者対応の施設への転換も含め検討する」を改善の方向性としている。

また、上下水道施設については、当市の将来人口の予測等を考えると、今後利用者は減少し使用料収入が減ると同時に、更新費用は老朽化への対応等のため増大することが見込まれるとしている。そのため、画一的な基準の保全計画では、更新費の増大期に使用料収入で賄えないことから、当市上下水道事業の実情に応じて更新した日光市水道事業経営戦略等に基づき、計画的・効率的な整備、維持管理を推進する必要があるとしている。

過疎地域における生活環境の整備に係る事業の実施については、地域が必要とするインフラ整備等のあり方、また既存施設等の実情を把握した上で、「日光市公共施設マネジメント計画」の方向性を踏まえ、それぞれの地域に合った公共施設のあり方を考慮しながら事業を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 地域福祉

① 現況と問題点

- ・人口減少や少子高齢化が進み、生活環境の多様化が進む中で、核家族や高齢者世帯の増加により、地域全体で人ととのつながりが薄くなっている。
- ・生産年齢人口や地域の担い手が減少することにより、互助機能の低下や緊急時の助け合い体制の弱体化が懸念されるため、地域を担う人づくりとともに、日常生活の中で地域の見守りを行う、支え合いのネットワークづくりが求められている。

② その対策

- ・地域の福祉課題を把握し、地域住民、民間事業者、行政などが連携し、互いに助け合い、支え合い、地域とともに創っていくことができる地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備に取り組む。
- ・安否確認、孤独・孤立防止の見守り活動や地域の担い手の新たな関係性の構築などの地域福祉活動を支援し、つながり支え合う地域づくりを支援する。

(2) 人権尊重

① 現況と問題点

- ・人口減少、少子高齢化の進行により、地域社会の連帯感の減少や人間関係の希薄化により、孤立した世帯内においてこどもや配偶者、高齢者等への虐待や暴力など人権侵害につながる恐れが生じており、各分野の関係者、関係機関が早期発見や適切な対応ができるよう、相談、支援体制の強化・充実を図る必要がある。

② その対策

- ・人権尊重の社会づくりを推進するため、関係機関が連携し、様々な機会において継続的な人権教育及び人権啓発に取り組むほか、各相談窓口が連携し、こどもや高齢者等の様々な人権相談内容に応じた情報提供や助言を行う。
- ・高齢者に関して、日常生活自立支援事業や成年後見人制度の利用促進により、権利擁護を図る。

(3) 子育て支援

① 現況と問題点

- ・過疎地域においては、0～14歳の年少人口は減少傾向にあり、人口推移の推計においても、大幅な減少傾向が予測されている。
- ・このような急速な少子化の進展へ対応するためには、安心して子どもを産み育てるための総合的な切れ目ない子ども・子育て支援が必要である。
- ・ライフスタイルの変化や、教育・保育ニーズの多様化、更に、平坦部から山間部まで広大なエリアを有するため、地域の実情に応じた質の高い教育・保育を提供していくことが必要である。

- ・保育施設等の老朽化が著しく、少子化による利用者の減少もみられることから、保育施設の整備や統廃合など、適正配置に向けた取組が重要である。
- ・安心して子育てができる環境づくりを推進するためには、地域全体で子育て支援を推進する必要がある。
- ・山間部においては、特に年少人口数が少ないとことから、こどもや保護者の意見を取り入れ、適切なサービスを提供する必要がある。
- ・就学児童をもつ世帯の所得の状況や、遠距離通学など地理的要因に応じた支援を推進する必要がある。

② その対策

- ・妊娠期から子育て期にわたり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談支援や経済的支援など、関係機関と連携し、総合的な切れ目ない継続した支援体制を構築する。
- ・保育施設や子どもの居場所となる施設等の整備や統廃合、現在の保育機能等を維持した小規模保育、家庭的保育、合同保育など、こどもや保護者の意見に沿ったサービスを提供する。
- ・関係団体等と連携し、出産や子育てなどに関する学びや体験の機会を提供するなど、ソフト面での充実を図る。
- ・就学児童をもつ子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、通学費補助や就学援助などによる支援を行う。

(4) 高齢者福祉

① 現況と問題点

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を構築した。現在は、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人とひとがつながり、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことができる社会になるよう、地域包括ケアシステムの進化・推進に取り組んでいる。このほか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を暮らしやすくする「地域共生社会の実現」に向けた各種取組なども進めている。
- ・過疎地域内の介護保険事業所としては、訪問介護や、訪問リハビリテーション、デイサービス、通所リハビリテーション、ショートステイ、特定施設入所者生活介護、グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設があり、高齢者やその家族が安心して生活できる環境づくりに寄与している。
- ・今後も高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者の増加ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれること、また、過疎地域では要介護者及び要支援者が広範囲に点在していることから、これらの事業所の円滑で効率的な運営と、介護サービスの充実・利用範囲の拡大が求められている。

- ・平成 28 年に市で取組を開始した地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」は、地域の実情に応じて、地域住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実や地域の支え合いを推進し、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を行っている。今後も高齢化が進み、75 歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、引き続き「介護予防・日常生活支援総合事業」等を行っていく。
- ・高齢者福祉事業としては、通所型サービス B(オアシス支援事業)、第 1 号生活支援サービス(訪問給食事業)、生活支援ホームヘルプサービス事業、ひとり暮らし高齢者等家庭生活見守り事業(緊急通報装置の貸与事業)、暮らしのお手伝い事業、移送サービス事業等の各種事業を実施し、高齢者とその家族の地域における生活を支えている。
- ・過疎地域の課題は、事業者がない地区、施設の立地がない地区があり、サービスの利用しやすさに格差が生じていること、人口減少により高齢者福祉事業の担い手に不足が生じていること、公共交通機関等の利用が困難な地区では、生活必需品の買い物など生活に支障をきたしていることである。
- ・高齢化、過疎化の影響により、住民同士のつながりや交流が少なくなったことから、住民同士の支え合いを強化する仕組みづくりとともに、地域の関係機関が連携し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、地域の特性に応じた生きがいづくりに取組んでいく必要がある。

② その対策

- ・「日光市高齢者福祉計画・第 9 期日光市介護保険事業計画（令和 6～8 年度）」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進の取組や地域共生社会の実現に向けた各種施策を行うことで、過疎地域における課題の解決を図る。
- ・介護保険事業について、地域密着型サービスの施設整備については、未整備の日常生活圏域を優先的に公募の対象とし、居宅介護サービス等については、サービスの充実・確保及びサービス提供の担い手となる介護職員の人材育成に努め、サービス供給基盤の整備・充実を図る。併せて、介護予防普及啓発を進めるとともに、地域住民による地域の居場所づくりなど地域住民主体による多様なサービスの創出を図る。
- ・高齢者福祉事業については、現在実施されているサービスを確保するとともに、事業未実施地区について、地域住民と連携のもと、新規事業者の参入を図る。
- ・多様な主体による見守り体制の強化を図り、日常の困りごとや不安解消のための相談体制の整備や、交流の場、居場所づくりを推進する。
- ・高齢者の移動手段の確保については、現在実施されている移送サービスを確保するとともに、関係機関と連携し、多様な移動手段の確保を図る。

(5) 障がい者福祉

① 現況と問題点

- ・障がいのある人に対して、障がい福祉サービス利用のための支給決定を行い、居場所の確保として創作活動等を行う地域活動支援センターを配置している。これ

らは、障がいのある人の社会参加や日常生活支援に寄与しているところであるが、地域が広範囲であることから、各施設までの距離があり通所によるサービス利用が困難な状況がある。また、訪問サービスについても、訪問先が広範囲に点在するため、移動に多大な時間を要している。

- ・訪問に多くの時間を要す地域においては、事業者の採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業者参入が進まない状況である。

② その対策

- ・障がいのある方と、障がい福祉サービス事業所をつなぐ相談支援専門員と連携を図り、よりよりサービス提供体制の確保に努める。
- ・障がい者就労支援施設からの優先調達を行い、障がいのある方の工賃向上に取り組んでいく。

(6) 保健

① 現況と問題点

- ・過疎地域では若い世代が転出し、高齢世帯が増え、支援が必要な世帯が増えることに伴い、地域内での自助・共助の機能は徐々に低下してきていると思われる。また、公共交通機関等の移動手段も充足されていない環境であるにもかかわらず、高齢に伴う免許返納に至り、生活範囲が制限される現状がある。さらには、要介護状態等になると、介護事業者等の参入が難しく、必要なサービスが受けられないため、世帯で自立した生活が難しくなり、その結果、住み続けることが困難になる。
- ・住み慣れた地域で生活を続けることの実現のためには、世帯員が心身の健康を維持し、日常生活が自立でき、買い物や通院等を営み、生活できることが必要である。つまり、心身の健康を維持し続けることは必要不可欠である。

② その対策

- ・住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、心身の健康が土台であり、健康寿命の延伸が重要である。
- ・健康寿命の延伸を目指し、「日光市健康にっこう 21 計画」をはじめとする健康づくり計画に基づき、地域特性やライフステージ、健康のレベルに応じた健康教育、健康相談、家庭訪問等を地域できめ細かく実施していく。
- ・疾病の重症化を防ぐため、疾病を早期発見し、早期治療につなげることが必要である。健康診査等の必要性を周知し、受診勧奨するとともに、受診しやすい環境を整備する。

(7) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

過疎地域持続的発展実施区分：6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 児童福祉施設 保育所	日光地域保育施設適正化事業	市	日光
(3) 高齢者福祉 施設 その他	(仮称)足尾デイサービスセンター改修事業	市	足尾
(8) 過疎地域持続的発展特別事業	たんぽぽ広場運営事業	市	日光
	児童館運営事業	市	藤原
	親子ふれあい広場運営事業	市	日光・藤原
	中山間地域で行う介護サービス事業者補助	市	日光・藤原・足尾・栗山
	移送サービス事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	通所型サービスB(オアシス支援事業)	市	日光・藤原・栗山
	訪問給食サービス事業	市	日光・藤原・足尾
	ひとり暮らし高齢者等家庭生活見守り事業 (緊急通報装置の貸与)	市	日光・藤原・足尾・栗山
	介護職員人材育成及び確保(修学資金貸付)	市	日光・藤原・足尾・栗山
	高齢化集落等日常生活交通支援	市	足尾
(9) その他	高齢化集落巡回相談・講座事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	買い物弱者支援事業	市	藤原・栗山
(9) その他	移送サービス用車両購入事業	市	日光・藤原・足尾・栗山

(8) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、保育園については、「保育施設整備計画に基づき、民間施設の意向を踏まえながら、効果的な施設の統廃合や民営化を含めた計画的な整備を進める」「人口減少地区においては、他の公共施設との複合化を図り、地域、地区の特性を踏まえた保育サービスを提供する」「公立保育園として残

す施設については、人口動態や利用者のニーズ等に対応し、建替時に将来の需要と供給のバランスを図り、必要十分な保育サービスの量と質を確保する」を改善の方向性としている。

また、福祉施設については、「各地域にある保健・医療、福祉施設については、その需要に見合ったサービスの提供にするため、その規模を縮小して、他の機能の公共施設との複合化を図る」「デイサービスセンターについては、他の機能の公共施設との複合化や民間譲渡についても検討する」を改善の方向性としている。

過疎地域における子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る事業の実施については、今後も特に必要性が高く求められる分野であり、地域が必要とする福祉サービスやそのあり方、また既存施設等の実情を把握した上で、少子高齢化の推移を予測し、「日光市公共施設マネジメント計画」の方向性を踏まえ、それぞれの地域に合わせて取り組む。

8 医療の確保

(1) 医療の確保

① 現況と問題点

- ・過疎地域の医療体制は、救急医療も担う中核的な医療機関のほか、市営のへき地診療所が地域医療を担っている。しかしながら、診療科目や病状によっては地域外の医療機関での受診となっている現状にある。
- ・救急医療への整備支援やへき地医療への円滑な運営に努めているが、今後も継続的な地域医療体制の確保を図る必要がある。
- ・過疎地域においては、市が直営のほか、指定管理制度により診療所を運営しているが、医療従事者の安定した人材確保が課題である。
- ・地域住民の診療所利用にあたっては、へき地患者輸送車の運行を行い、交通弱者の利便性を図っている。

② その対策

- ・現在の医療体制の維持と地域外の医療機関を受診する体制の検討が必要である。
- ・診療所は地域医療において重要な役割を担っており、引き続き医師や看護師等の人材確保に努め、医療機器や設備等の計画的な整備を行うとともに、オンラインを活用した医療体制の構築の検討を進め、へき地医療の円滑な運営に努める。
- ・地域の医療体制充実のため、救急医療への整備支援を継続するとともに、地域医療連携推進法人と連携しながら、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- ・生活習慣病の発病予防と重症化予防のため、家庭訪問や健康教育、健康相談等の地区活動を医療機関との連携のもと取り組む。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：7 医療の確保

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 診療施設 診療所	診療所医療施設整備事業医療機器購入事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	国民健康保険診療所医療施設整備事業医療機器購入事業	市	栗山
	診療所往診車購入事業	市	足尾・栗山
	診療所施設整備事業	市	足尾
(3) 過疎地域持続的発展特別事業	病院群輪番制病院設備整備事業	市	日光

	看護師育成事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
--	---------	---	-------------

(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、医療施設を含む福祉施設の今後の方向性については「各地域にある保健・医療、福祉施設については、その需要に見合ったサービスを提供するため、その規模を縮小して、他の機能の公共施設との複合化を図る」「デイサービスセンターについては、他の機能の公共施設との複合化や民間譲渡についても検討する」としている。

過疎地域における医療の確保については、地理的要件や高齢化の状況から、地域の実情に対する配慮が必要な分野である。当計画では、これらを踏まえ、地域が必要とする医療・福祉サービスやそのあり方、また既存施設等の実情を把握した上で、それぞれの地域に合った公共施設のあり方を考慮しながら事業を行う。

9 教育の振興

(1) 学校教育

① 現況と問題点

- ・過疎地域の児童生徒数はこれまで減少傾向が続き、今後も同傾向が続く見込みである。これにより、共同的に行う授業や保健体育の授業、学校行事等、通常の教育活動を行うことが困難な状況であり、コミュニケーション能力や思考力・表現力・判断力の育成にも課題があり、児童生徒数を踏まえた教育活動の取組みが必要である。
- ・学校関連施設については、これまで校舎等整備や改修により、建物の耐震化や機能向上による環境整備を図ってきたが、今後は少子化の状況や学校の適正配置を考慮し、計画的に施設の整備や修繕等を進め、併せて学校統廃合により新たに遠距離通学となる児童生徒への通学支援や、給食センターの安全で効率的な運営のための整備が必要となる。

② その対策

- ・教育活動については、授業づくり推進事業による授業改善の視点を踏まえた授業づくりなどから学力の育成を図る。更に、極小規模校同士のタブレット端末を活用した交流授業を推進し、可能な教科でWEB会議システムなどを利用するなど、IT技術を活用した交流や共に活動する場の創出を図る。
- ・教育関連施設の整備等については、「公共施設マネジメント計画」、「学校施設長寿命化計画」に基づき、少子化等に対応した学校の適正配置の状況を見極めながら環境整備を進めるとともに、計画的なスクールバスの購入事業を継続実施していく。

(2) 社会教育

① 現況と問題点

- ・社会情勢の変化や利用者の高齢化に伴い、学習ニーズが多様化していることから、それらを的確に捉えた上で、更に、地域の特性を活かした学習活動の充実を図り、併せて活動拠点である施設の整備・改修を計画的に取り組む必要がある。
- ・運動・スポーツを習慣的に行っている人が少なくなっているため、身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境づくりが必要となっている。また、老朽化している体育施設も多く存在するため、利用者のニーズと調整しつつ適切かつ合理的な管理運営及び計画的な整備・改修が必要である。
- ・過疎地域においては、集会施設が点在し、地域コミュニティの場として活用されているが、高齢化の進行による人口・世帯数の減少による地域コミュニティの機能低下が危惧されることから、コミュニティの拠点となる集会施設の機能の維持と強化が必要である。

② その対策

- ・多様化する学習ニーズを掘り起こすため、講座受講者へのアンケート調査等を実施し、地域ニーズを捉えた事業展開、指導者などの養成事業などにより、地域住民の

学習活動を幅広く支援するとともに、地域ニーズや活動内容に対応した計画的な社会教育施設の整備や改修を行う。

- ・地域のスポーツクラブ等と連携して市民の誰もが身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを行い、運動・スポーツを習慣的に行う人の増加を目指す。利用者のニーズに応じた体育施設の適切な維持管理及び計画的な整備・改修を行うとともに、引き続き指定管理者制度、ネーミングライツ等を活用して効率的・合理的な運営を図る。
- ・集会施設については、保有形態やコミュニティ機能のあり方などを地域と十分協議しながら、コミュニティ維持の拠点となる集会所等の適切な維持に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：8 教育の振興

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設	小中学校校舎改修事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	日光小学校外壁及び屋根防水改修工事	市	日光
	日光中学校外壁及び屋根防水改修工事	市	日光
屋内運動場	小中学校屋内運動場施設整備事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
屋外運動場	小中学校屋外施設整備事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
給食施設	学校給食センター整備事業	市	日光・藤原・足尾
(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	公民館解体・跡地整備事業	市	藤原
	集会施設改修事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	プール施設等解体・跡地整備事業	市	藤原・足尾
	藤原運動公園受変電設備改修事業	市	藤原

(4) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画において、小学校・中学校については「今後の市内の年少人口減少を勘案した場合には、更に余裕スペース、余裕教室の増加が見込まれる。そうした中、時代に即した教育環境を維持しながら余裕スペースの有効活用を実現するため、その他の施設との複合化を図る」「施設の保全状況に教育環境の観点を加味しながら、5地域の境界を越えた学校施設の再編の検討や、小中併設校化を進め、施設総量の縮減を図る」「今後の建替え・改修の際には、寒冷地仕様等、日光の風土・気候に対応した施設整備の実施や、省エネ・低炭素性の環境配慮型への対応を実施し、校舎等のランニングコストの圧縮を図る」を改善の方向性としている。

コミュニティセンターについては、「利用者数が極端に少ない施設は、保有機能より、近隣の施設との集約化が可能か今後検討する」、集会等施設については「稼働率が低く又は老朽化している施設については、集会所間の集約や周辺の公共施設との集約化・多機能化を検討する」を改善の方向性としており、公民館については「現状、庁舎機能と公民館(集会機能)がワンセットとなり、おおむね各地区に1施設ずつ配置されていることから、地区ごとのコミュニティ機能を集約する核としての活用を検討し、特に人口密度の低い周縁部においては学校とともに、機能集約の受け入れ先として検討する」「諸室ごとの利用状況を鑑みながら、余裕のある諸室については、多機能受け入れのための転用を行い、複合化をさらに進める」「トータルコストにおける人件費の割合が高いことから、複合化した他施設と一括での指定管理等を実施し、コストの削減に努める」を改善の方向性としている。

また、スポーツ施設については「明らかに利用者が少ない施設については、廃止を検討する」「体育館については、今後の本市の将来人口動向や施設の経年及び劣化状況を勘案し、各地域内で施設の集約化を検討するとともに施設老朽化のタイミングに合わせて利用状況等を踏まえ学校体育館との共有化の検討を行う」「維持管理コストの大きい施設については、利用状況を見極めながら集約化も検討する」「利用者負担の原則から減免・優遇制度を含めて利用者料金の見直しを検討する」「県営施設や周辺自治体にあるスポーツ施設との機能連携や相互利用についても検討する」「屋外施設についても各地域内で様々な機能が重複しており、老朽化に合わせて重複機能を集約化していく」を改善の方向性としている。

過疎地域における教育の振興に係る事業の実施については、地域の将来の児童・生徒の動向と教育環境を見据え、小中学校を併設化した学校施設整備を検討し、また、学校施設を地域核として位置付けたコミュニティ機能との複合化等施設再編を検討する。同様に、社会教育に関しても、地域が必要とするニーズやそのあり方、また既存施設等の実情を把握し、地域社会教育の活性化のために必要な施策と連動した、社会教育関連施設のあり方等を考慮した上で、事業を行う。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

① 現況と問題点

- ・以前は地域の中心部から離れた集落で顕著であった人口減少及び少子高齢化が、地域全体に及んでおり、特に高齢化においては、令和7年4月1日現在の高齢化率（地域全体の人口に占める65歳以上の人口の割合）が、いずれの地域においても40%以上となっている。
- ・自治会をはじめ、各種団体の担い手の減少、高齢化、固定化などにより、地域行事やイベントの開催、運営をはじめ、伝統、文化の継承などが大きな課題となっている。
- ・今後、単位自治会での機能の維持が困難になることも予想され、地域の課題に対しては、各団体等が個別に活動するのではなく、自治会をはじめ地域の各種団体や事業者等のさまざまな主体が協働し、地域全体で課題解決に取り組む必要がある。
- ・山間部では高齢化が顕著であることから、移動が困難な高齢者等を対象に、市内の商業施設への買い物や診療所への送迎支援事業を実施している。今後も高齢化が進み、大半の世帯が移動に困窮することが懸念されるため、交通における支援体制の強化を図る必要がある。
- ・過疎地域には、豪雪地帯にも指定されている地域もあり、高齢単身世帯も多いため、生活道路等の除雪体制の整備が必要である。
- ・山間部等の可住地面積が少ない地域では、大規模災害時の集落の孤立が懸念される。
- ・人口減少に伴い、空き家が目立つようになってきており、建物の一部が飛散したり、敷地で生い茂った草や木が隣地まではみ出したりするなど、周囲の生活環境への影響が課題となっている。
- ・自治会の人口減少や高齢化が進展していることから、集会施設のあり方、行政のサポートの仕方等を総合的に考えて対応する必要がある。
- ・過疎地域には、教育、福祉、行政などに関する各施設を設置し、各サービスを提供しているが、過疎化が進んだことで施設の利用者が減少している。また、公共交通機関が少ない状況下で各施設・機能が分散しており、高齢者など地域住民の利便性を図ることが必要である。

② その対策

- ・地域の互助機能を維持し、住民自身の創意工夫により地域の持続的発展が図れるよう自治会などのコミュニティ活動に対する支援を推進する。
- ・「地域おこし協力隊」や、「集落支援員」をはじめとする人的支援制度を積極的に活用し、地域の維持・活性化を図る。
- ・地域全体や集落間で共通する課題に対し、いくつかの集落や各種団体、事業者等が協働し、互助により地域課題を解決できるよう、地域運営組織の活動を積極的に支援する。

- ・雇用労働機会の確保、子育て支援策をはじめとする少子化対策の積極的な推進により、若者の定住環境を整備するとともに、それぞれの地域の魅力や利点を発信し、都市部との交流、二地域居住そして移住促進を図る。
- ・地域住民の安全安心な暮らしを支えるため、交通サービスの利用環境を整える等、日常生活に必要な生活環境の整備を図る。
- ・空き家情報を管理するシステムにより、地域内に点在する空き家等の実態把握に努めるほか、所有者に対して適正管理を促す。また、有効活用に向けた取組として「空き家バンク」等を推進する。
- ・稼働率が低い、または老朽化している集会施設については、集会所間の集約や、周辺の公共施設との集約化・多機能化又は地元自治会等への譲渡を検討していく。
- ・過疎化が進む地域において、行政施設の老朽化などの状況を踏まえつつ、地域住民の理解を得ながら、地域として必要な施設や機能の検討を進め、各行政サービスの機能を維持しつつ利便性の向上が図れるよう、施設・機能の集約等に取り組む。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：9 集落の整備

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落支援員事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	地域まちづくり協議会支援事業	市	日光・藤原・足尾・栗山

(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

コミュニティセンターについては「利用者数が極端に少ない施設は、保有機能より、近隣の施設との集約化が可能か今後検討する」、集会等施設については「稼働率が低く又は老朽化している施設については、集会所間の集約や周辺の公共施設との集約化・多機能化を検討する」を改善の方向性としている。

過疎地域における集落の整備に係る事業の実施については、集落の維持、活性化するため必要な福祉（保健・医療・福祉）機能は、拠点施設の中に集約しながら、コンパクト化を図る。また、集落コミュニティ維持・活性化のために必要な集会機能施設については、各地域の実情、実態にあった、配置、保有形態について検討し、地域が必要とする集落整備の方法やそのあり方全体を考慮しながら事業を行う。

1.1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

① 現況と問題点

- ・過疎地域には、多岐にわたる歴史、文化、習俗が伝えられ、さまざまな有形、無形の文化財があり、これらを適切に保存し、未来に継承していくことが求められている。
- ・近年の過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財や歴史的資料の滅失・散逸等の恐れが高まっている。また、後継者不足により、民俗芸能や年中行事等の継承が困難な地域もでてきており、地域文化の衰退が懸念される。
- ・今後も、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するため、文化芸術活動を推進し、身近な文化財に親しみ、豊かな心と潤いのある地域づくりを行っていく必要がある。
- ・美術館などの文化施設は、地域の文化芸能活動の拠点となっているが、施設の老朽化が進んでいる。

② その対策

- ・過疎地域には、個性的な文化財が存在しているため、各地域の文化財保護審議会委員及び文化財専門調査委員会委員等との協働により、調査や所在確認を行い、地域の文化財の適切な保護や歴史的資料の収集・保存を行うとともに、それらを活かしたまちづくりを推進する。
- ・史跡「足尾銅山跡」の産業遺産の保存・活用を図る。
- ・地域住民が芸術文化に触れ、参加する機会を提供するとともに、民俗芸能団体や文化活動団体等の担い手等を育成・支援し、広く普及するための活動を実施する。
- ・美術館などの文化施設について、地域住民が安心・安全に利用できるよう、修繕等を実施し適正な維持管理を行う。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：10 地域文化の振興等

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護調査事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	文化財保存整備事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	文化財保護普及活用事業	市	日光・藤原・足尾・栗山
	世界遺産保護対策事業	市	日光

	足尾銅山産業遺産普及啓発事業	市	足尾
--	----------------	---	----

(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

、文化会館等施設については、「現在、今市文化会館を暫定利用しているが、築 44 年と老朽化が進行していることから、施設の必要性や設置場所について検討を行う」「小規模な利用（ホールのコンパクトな利用）については、ホールの代替え機能を保持したその他の施設や学校施設更には他の自治体及び民間施設の活用を図る」を改善の方向性としている。

過疎地域における地域文化の振興等に係る事業の実施については、地域が必要とするニーズやそのあり方、また既存施設等の実情を把握し、それぞれの地域に合った施設のあり方について考慮した上で芸術文化活動の推進等を図る。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

① 現況と問題点

- ・当市は、豊かな水資源や森林、多様な生態系、日光国立公園やラムサール条約登録湿地などの優れた自然環境に恵まれていることから、再生可能エネルギーの利用を推進するには地域の環境との調和が不可欠である。そのため、地域住民の生活環境の保全と、恵み豊かな自然環境との共存を図りながら、資源・エネルギーを有効活用し、環境への負荷を低減する取組を進める必要がある。
- ・広域な中山間地域に集落などが点在しているため、自然災害時の孤立化に備え、再生可能エネルギーを活用した電力供給システムなどの充実を図る必要がある。

② その対策

- ・将来の脱炭素社会に対して、地域住民の理解を深めながら、太陽光や太陽熱、小水力発電、温泉熱などの再生可能エネルギー活用に向けた取組を推進する。
- ・災害時における電源の安定的な確保を目指し、地域環境との調和を図りながら、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーづくりを推進する。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

過疎地域持続的発展実施区分：1.1 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
(2) 過疎地域持続的発展特別事業	非常時対応型低炭素設備導入費補助金	市	日光・藤原・足尾・栗山

(3) 日光市公共施設マネジメント計画との整合

公共施設マネジメント計画においては、「施設長寿命化と社会的ニーズに対応した機能向上」の取り組みとして、「設備の更新に合わせて、省エネ化とともに再生可能エネルギーの導入等により脱炭素化の取り組みを推進する」としている。

過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進については、自然環境、地理的要件及び防災・減災の観点から、地域の実情に対する配慮が必要な分野である。当計画では、これらのことと踏まえ、再生可能エネルギーを活用した平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害発生時における自立・分散電源の確保など既存施設等の実情を把握した上で、防災拠点等それぞれの地域に合った公共施設のあり方を考慮しながら事業を行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 市民との協働

① 現況と問題点

- ・人口減少、少子高齢化等が進み、市民ニーズや個人のライフスタイル、価値観などが多様化、複雑化しており、市民単独、行政単独では、対応できない様々な課題が生じている。
- ・核家族化、少子高齢化、高齢者世帯の増加が進み、地域コミュニティ意識が希薄化していることに加えて、人口減少により、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の停滞や互助機能の低下が課題である。
- ・ボランティアやNPOなどによる市民活動が活発であり、自らの能力や経験を活かした社会貢献活動が広まっている。
- ・各地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを行うためには、市民が主体となってまちづくりに参画することが必要である。

② その対策

- ・限られた資源の中で、市民と行政が互いの役割を自覚し、公共サービスを実現していくという新しい行政のあり方を推進する。
- ・市民が行政経営に参画できる機会の充実や協働の意識を共有するための情報の提供を行うとともに、協働を担うまちづくりのリーダーとなれるような人材の育成や、「自分たちの地域は自分たちで作る」といった市民意識の醸成を図る。
- ・市民団体等と事業の共催や委託、指定管理者制度など、様々な形態での連携を図るとともに、市民団体の自主的な活動に対し支援を行う。

(2) 国際化

① 現況と問題点

- ・情報通信技術や交通手段など様々な分野でグローバル化が進み、国際化がより一層進展しており、市民や外国人の海外往来も活発になっている。
- ・今後ますます、国際感覚豊かな人材の育成が求められるとともに、生活習慣の違いなど異文化への理解を深めるため海外姉妹都市や友好都市等との活発な国際交流を進める必要がある。
- ・外国人中長期在留者等の長期滞在化、永住傾向が続くなか、外国人市民への生活支援にも取り組んでいる。外国人市民と協力しあって地域づくりを行っていくため、日常生活を支援する体制づくりや市民の意識醸成などの多文化共生社会の推進に取り組み、外国人が「住みやすい」と思う環境整備を進める必要がある。

② その対策

- ・国際理解のための学習機会を拡充するなど、国際感覚の豊かな人材の育成を図るとともに、日光市国際交流協会と連携しながら国際交流の機会を創出し、海外姉妹都市・友好都市等の海外都市と幅広い分野における相互派遣を行うなど、諸外国の多様な暮らしや文化に対する理解を深め、国際化を推進する。

●過疎地域持続的発展特別事業

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住促進事業	市	移住・定住を促進することで人口減少の抑制となる。
		地域おこし協力隊事業	市	地域の活性化により、移住・定住が促進されることで、人口減少の抑制となる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	畜産振興対策事業 和牛繁殖雌牛導入事業	市	畜産の就業機会を確保することで、離農・転居による人口減少の抑制となる。
		商工団体運営費補助金	市	商工団体の運営費支援により、会員数が減少傾向にある商工団体の持続的かつ安定的な運営が図られる。
		商店リフレッシュ事業費補助金	市	空き店舗を利用する起業者等への支援により、移住・定住の促進及び市内商工業の活性化が図られる。
		日光地域渋滞対策事業	市	行楽シーズンにおいて臨時駐車場を設置することにより、交通渋滞が緩和され、観光客の周遊性が向上する。
4 交通施設の整備等	(9)過疎地域持続的発展特別事業	わたらせ渓谷鐵道連絡協議会負担金	市	わたらせ渓谷鐵道の運営に対する支援・協力をを行うことで、運行の維持継続が図られる。
		わたらせ渓谷鐵道運行維持費補助金	市	わたらせ渓谷鐵道の運営に対する支援・協力をを行うことで、運行の維持継続が図られる。
		野岩鐵道利用促進協議会負担金	市	野岩鐵道の利用を促進し経営の安定化に寄与することで、運行の維持継続が図られる。
		野岩鐵道経営安定化補助金	市	野岩鐵道の利用を促進し経営の安定化に寄与することで、運行の維持継続が図られる。
		市営バス路線再編検討事業	市	運行の効率化により、路線の維持・継続が図られる。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	水処理センター等維持事業	市	下水道施設を維持することで、持続的に汚水が処理され、環境の保全が図られる。
		日光処理区ポンプ場維持事業	市	下水道施設を維持することで、持続的に汚水が処理され、環境の保全が図られる。
		藤原処理区中継ポンプ場等維持事業	市	下水道施設を維持することで、持続的に汚水が処理され、環境の保全が図られる。
		日光市生活排水処理構想策定	市	生活排水処理施設の整備手法の最適化を図り、効率的な施設整備を推進する。

		公共下水道事業計画（変更）策 定	市	下水道整備の将来的な事業計画となる。
		ハザードマップ更新事業	市	地域の災害リスクを視覚化し周知することで、災害から市民の安全・安心を確保し、命を守ることで、持続的な集落形成が図られる。
		消防団員確保事業	市	広報事業による消防団への加入促進により、団員数を維持・増加させることで、地域防災力の向上が図られる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	たんぽぽ広場運営事業	市	世代間の交流や対話の場としてたんぽぽ広場を運営することにより、市民の子育て支援に対する意識の向上が図られる。
		児童館運営事業	市	子どもたちが自由に遊び場を共有し、触れ合い、学びあう施設として児童館を運営することにより、地域の健全な児童育成が図られる。
		親子ふれあい広場運営事業	市	子育て家庭の親子を支援するための拠点を運営することにより、子育て中の親の不安感の緩和や子どもの健やかな成長の促進が図られる。
		中山間地域で行う介護サービス事業者補助	市	中山間地域で行う介護サービス事業者を支援することにより、採算性に乏しく、民間が参入しにくい中山間地域の介護サービスを安定的に供給することができる。
		移送サービス事業	市	高齢者の通院等に係る移動を支援することにより、高齢者の健康の維持・増進が図られる。
		在宅介護オアシス支援事業 通所型サービスB（オアシス支援事業）	市	高齢者の通いの場を運営する事業者を助成することにより、高齢者の健康の維持・増進が図られる。
		訪問給食サービス事業	市	高齢者へ配食サービスを実施することにより、高齢者の見守り及び健康の維持・増進が図られる。
		緊急通報装置貸与事業	市	高齢者へ緊急時の通報装置を貸与することにより、高齢者の安全安心な生活の維持が図られる。
		介護職員人材育成及び確保 (修学資金貸付)	市	過疎地域の介護保険事業所又は医療機関において社会福祉主事又は看護師の業務に従事しようとする者に、その修学に必要な資金の貸付けを行うことにより、過疎地域における看護師等の人材の確保や過疎地域の福祉及び医療の増進が図られる。
		高齢化集落等日常生活交通支援	市	市営バス路線廃止地域住民への日常生活交通支援により、生活基盤の維持が図られる。
		高齢化集落巡回相談・講座事業	市	健康寿命の延伸や見守りにより、安全安心な生活の維持が図られる。

		買い物弱者支援事業	市	買い物への移動支援等により、生活基盤の維持・向上が図られる。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	病院群輪番制病院設備整備事業	市	医療機関の設備整備を支援することにより、地域の医療提供体制の確保につながる。
		看護師育成事業	市	看護師の人材確保に努めることにより、地域の医療提供体制の確保につながる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落支援員事業	市	地域課題の解決や将来の地域のあり方を住民とともに考えることで、持続的な集落形成が図られる。
		地域づくり協議会運営支援事業	市	地域・地区の特性や特徴を生かしながら、互助・共助の力で地域の課題解決が図られる。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護調査事業	市	地域の文化財を調査・発見することにより、地域への誇りと愛着を育むことができる。
		文化財保存整備事業	市	現存する文化財を保存・維持することにより、地域への誇りと愛着を育むことができる。
		文化財保護普及活用事業	市	地域の文化財を保護し、地域文化をより深く知ることで、地域への誇りと愛着を育むことができる。
		世界遺産保護対策事業	市	世界遺産「日光の社寺」周辺の環境を見守り続けることにより、地域への誇りと愛着を育むことができる。
		足尾銅山産業遺産普及啓発事業	市	足尾銅山産業遺産の保存・活用を図ることで、地域への誇りと愛着を育むことができる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	非常時対応型低炭素設備導入費補助金	市	再生可能エネルギーと蓄電設備、EVなどの次世代自動車を普及させることにより、災害に強いまちづくりが図られる。